



平成 27 年 9 月 10 日

各 位

会 社 名 サンリン株式会社
代表者名 代表取締役社長 柳澤 勝久
(J A S D A Q ・ コード 7486)
問合せ先
役職・氏名 常務取締役管理本部長 大槻 清人
電話 0263-97-3030

社内調査委員会の調査結果等について

当社は、平成 27 年 8 月 3 日付けにて「当社従業員による不正行為のお知らせ並びに平成 28 年 3 月期第 1 四半期決算発表延期のお知らせ」にて開示したとおり、当社の一支店において一名の従業員による不正行為が発覚し、当社では直ちに当社の社外監査役である山根伸右（独立役員・弁護士）を委員長とする社内調査委員会を設置し、また、不正調査の経験を多数有し、当社と利害関係のない外部の会計アドバイザー専門会社の支援を受け、専門的及び客観的見地から、売上・仕入・棚卸資産計上等疑義のある取引に関し事実関係や背景事情等の調査分析を行い、適切な会計処理の検討及び再発防止策の策定等を行ってまいりました。

本日、上記調査委員会から「調査報告書」を受領いたしましたので、その内容と今後の当社の対応策について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 調査委員会の調査結果

本件不正行為の概要は次のとおりであります。

今回の現金横領事件において、不正に現金を着服した手口のほとんどは、架空請求書による下請工事代金等を仮装した架空仕入に基づく現金の払出しによるものであります。

次に、架空仕入を行うことにより売上原価が増加し、そのために売上総利益率が悪化することから、本不正が露見することを回避するため、架空棚卸資産の計上あるいは架空売上の計上を行っていたものであります。

当調査委員会の調査の結果は、架空売上高 127 百万円、架空仕入高 275 百万円、架空棚卸高 103 百万円等であり、最終的な横領額は 169 百万円と認定しました。

なお、着服した資金の用途は、そのほとんどがネット競馬につぎ込まれておりました。詳細につきましては、別添の「調査報告書」をご覧ください。

上記により当社は、本日別途開示の「平成 28 年 3 月期第 1 四半期決算短信及び過年度に係る決算短信等（訂正版）の公表について」のとおり、過年度の決算について訂正することといたしました。

2. 調査委員会の調査結果を受けた当社の対応方針

当社は、調査委員会の調査結果を踏まえ、調査報告書 43 ページ「Ⅶ再発防止に向けた改善策」に記載のとおり、社内ルールの整備運用の見直し及び周知徹底と再教育、並びにリスクマネジメント体制の再構築、内部統制システムの見直し等を含めた社内牽制機能の強化、各種モニタリングの実施等を通じ社内不正の未然の防止体制を強化してまいります。

3. 当事者の処分について

本件不正行為の実行犯である当事者 1 名については社内規程に基づき、賞罰委員会を開催のうえ、平成 27 年 9 月 4 日付にて懲戒解雇処分といたしました。

また、当事者に対しましては、弁護士とも協議の上、可及的速やかに刑事告訴を行う方針であります。

4. 関係者の処分について

直接の監督責任にあった当該支店の支店長を含む、関係者につきましては、当社社内規程に基づき賞罰委員会を開催し、厳正な処分を行いました。

5. 経営責任について

不正行為及びそれに関連した不適切な会計処理が行われたことにより当社の信用を著しく毀損したこと等につき、厳粛かつ真摯に受け止め、現経営陣等の経営責任を明確にするため、次のとおり月額報酬につき自主返上することといたしました。

代表取締役社長	柳澤 勝久	月額報酬	40%	2ヶ月
代表取締役専務	川窪 磯男	月額報酬	30%	2ヶ月
常務取締役	大槻 清人	月額報酬	30%	1ヶ月
常務取締役	塩原 規男	月額報酬	30%	1ヶ月
常務取締役	茂木 誠	月額報酬	30%	1ヶ月
取締役	須澤 孝充	月額報酬	20%	1ヶ月
取締役	高野 朗	月額報酬	20%	1ヶ月
取締役	金井 正	月額報酬	20%	1ヶ月
常勤監査役	坂内 富夫	月額報酬	30%	1ヶ月
常勤監査役	川岸 隆	月額報酬	30%	1ヶ月

当社は、今回の調査結果を真摯に受け止め、全社一丸となって改善を図り、信頼の回復と一層の業績向上に努めてまいりますので、ご理解とご支援を賜りますよう役職員一同心よりお願い申し上げます。

以上

調査報告書

平成27年9月10日

サンリン株式会社
社内調査委員会

サンリン株式会社

代表取締役社長 柳澤 勝久 殿

サンリン株式会社

社内調査委員会

委員長 山根 伸右

目次

I 調査委員会の概要	1
1 調査委員会設置の経緯	1
2 当委員会の構成	1
3 当委員会の目的	2
4 調査期間	2
5 当委員会の調査の概要	2
(1) 調査の目的	2
(2) 調査の方法	3
6 当委員会による調査の範囲について	4
II 調査の内容と調査結果	5
1 本事案のサマリー	5
2 不正の概要と手口	8
(1) 架空仕入による不正な資金着服	8
(2) 架空棚卸資産の計上	9
(3) 架空売上の計上	10
(4) その他（前受金等）	11
3 調査方針・調査範囲	12
(1) 仕入検証	13
(2) 棚卸検証	14
(3) 売上検証	15
(4) 前受金検証	16
4 調査の内容と調査結果	16
(1) 架空仕入による不正な資金着服	16
(2) 架空棚卸資産の計上	20
(3) 架空売上の計上	23
(4) その他（前受金等）	27
(5) 着服額と着服金の使途	28
(6) 電子データの調査	30
5 内部統制上の問題点	32
III 類似取引調査	33
1 調査方針	33
(1) 本事案の整理	33
(2) 類似取引調査の方針	33

2 調査範囲	34
3 調査方法	35
(1) 「買掛金諸口支払」に関する妥当性調査	35
(2) 未完成工事分棚卸資産計上の実在性、妥当性調査	35
4 調査結果	36
(1) 調査結果の概要	36
(2) 総括	36
IV 過年度決算への影響	37
1 過年度決算訂正の方針	37
2 過年度決算訂正の内容および影響額	37
(1) 決算訂正の主な内容	37
(2) 主要な財務諸表項目への影響額	38
(3) 連結財務諸表の主要項目への影響額	38
(4) 財務諸表の主要項目への影響額	39
V 原因・背景	40
1 不正行為の動機	40
2 本事案の原因・背景	40
(1) 社内ルールに関する原因について	40
(2) 組織内における業務統制、牽制機能に関する原因について	40
(3) 教育訓練に関する原因について	41
3 全般的な業務環境に関連する問題点の整理	41
4 監査等による不正行為把握の可能性	41
VI 責任の所在および程度ならびに処分	42
1 当事者	42
2 監督責任	42
VII 再発防止に向けた改善策	43
1 社内ルールの見直しと周知徹底について	43
2 リスクマネジメント体制の再構築（管理体制、牽制機能の強化）について	43
3 支店等の内部牽制機能強化と健全な運営の実施について	44

I 調査委員会の概要

1 調査委員会設置の経緯

平成28年3月期第1四半期決算の処理および監査法人の四半期レビューの過程において、平成27年7月24日金曜日午後に、当社の監査法人の担当者より、当社一支店（以下、「当支店」という。）において、リフォーム関連の棚卸資産残高が他支店に比較して多額であり、また経年のなかで増加傾向にあるため、その要因について説明願いたい旨の問い合わせが当社執行役員経理部長（以下、「経理部長」という。）に対してあった。

経理部長は、直ちに当社営業部門の執行役員リフォーム担当部長（以下、「リフォーム部長」という。）に対し、同様の問い合わせを行った。

リフォーム部長は、翌週の月曜日である平成27年7月27日に当支店に赴き、当支店長および、当支店の中堅営業担当者であり棚卸担当でもある本件不正行為の当事者（以下、「当事者」という。）に対して、その内容について質問した。返答の内容は、当社は工事完成基準を採用しているため、棚卸に計上したものは、仕掛工事として出荷済みの商品およびその下請より仕入れした工事である旨説明を受けた。

リフォーム部長は、その内容が卸取引に関するものであったため、「卸売上では、工事完成基準ではないため、出荷済みのものは直ちに売上に計上するよう、得意先と交渉するよう。」との指示を与えて本社に帰社した。

翌日の7月28日に、リフォーム部長より報告を受けた環境事業本部担当の代表取締役専務は、その内容に疑義を抱き、即刻当日の7月28日に当支店へ臨店のうえ、再調査を行うようリフォーム部長および取締役監査部長（以下、「監査部長」という。）に指示した。

指示を受けた両名は、再度当支店を訪問し当事者に対し質問し、仕掛在庫について実在確認を現地にて行おうとしたところ、狼狽の様相を呈したため、なお詰問したところ架空在庫の計上である旨を自白した。

その自白を受け、報告を受けた当社代表取締役社長柳澤勝久は、直ちに社内調査委員会（以下、「当委員会」という。）を組織し、当社社外監査役（独立役員）である弁護士山根伸右に対し委員長への就任を委嘱した。

7月27日および28日の初動調査による本事案の概要から、当事者1名の単独による犯行との心証を得ていたことから、当社業務に精通した社内メンバーで当委員会を構成することにより、効率的にかつ十分に網羅性を確保できるものと判断したこと、また組織的あるいは経営層も含む犯罪行為ではないと判断したことから、第三者委員会の設置は行わないこととした。

2 当委員会の構成

当委員会の構成員は、以下のとおりである。

委員長 山根 伸右（当社社外監査役・独立役員・弁護士）
副委員長 川窪 磯男（当社代表取締役専務）

委員	大槻 清人（当社常務取締役管理本部長）
委員	須澤 孝充（当社取締役監査部長）
委員	坂内 富夫（当社常勤監査役）
委員	川岸 隆（当社常勤監査役）

短期間での調査が望まれるため、当委員会には、必要かつ十分な調査補助者を置くものとし、また社外監査役井口秀昭については、遠隔地在住のため当委員会構成者とはしないが、公認会計士としての立場より随時助言を貰うこととした。なお、当委員会の調査目的および調査対象には、会計に関する事項が多く含まれ、調査の外部性をより高めることが望まれることから、不正調査の経験を多数有し、当社と利害関係のない外部の会計アドバイザー専門会社に支援を要請した。

3 当委員会の目的

当委員会の目的は、本件不法行為の詳細な内容を調査し、本不法行為により仮装された財務諸表ならびに連結財務諸表に対する影響額を確定させ、当社決算の基礎数字を得るとともに、発生の原因を究明し、再発防止策を策定し、今後の当社経営に資することにある。

4 調査期間

当委員会は、平成27年7月29日から同年9月9日まで、下記「5 当委員会の調査の概要」に記載のとおり、詳細な調査を実施すると共に当委員会を6回開催し、平成27年9月10日、本調査報告書を代表取締役社長柳澤勝久に提出した。

5 当委員会の調査の概要

当委員会が実施した調査の目的および調査の概要は次のとおりである。

(1) 調査の目的

当委員会の調査目的は、以下のとおりである。

- イ 不正な資金横領および不適切な会計処理の特定
- ロ 横領金の資金使途の把握
- ハ 不正行為が発生した原因および背景に関する調査の実施
- ニ 本事案に類似する不正な資金横領の有無の確認
- ホ 不適切な会計処理の訂正方針の立案
- へ 再発防止のための内部統制上および業務運営上の改善策の提言
- ト 社内関係者の責任の所在、程度に関する提言

(2) 調査の方法

イ 当事者および関係者へのヒアリング

当事者に対しては、平成27年7月27日および28日の初動調査におけるヒアリング開始以降、7月31日までは、当支店において随時必要に応じて、事実確認等を行った。

8月3日以降については、本社の会議室に出勤を求め、事情聴取を行った。聴取実績は、9月3日までの間、延べ15日間である。

また、当支店の現支店長及び前支店長等の関係者4名へのヒアリングを本社において実施した。

ロ 会計帳簿・銀行資料などの帳票類の分析・調査

調査については以下の資料により行った。

当社社内書類として、仕入先元帳、売掛元帳、売上および仕入の各取引明細表、仕入入荷帳、請求書控、棚卸表、未完成工事分棚卸資産明細書、工事管理台帳、高額取引申請書、現金取引一覧表、買掛金支払一覧表、および仕入先発行の請求書、領収証等を使用した。

また、当事者名義の預金通帳（銀行・ゆうちょ・信用組合等）・通帳が無いものについては取引明細書・ネットバンク出入金明細書・借入金返済予定表（個人、法人である当事者実家に関するもの）・固定資産税納税通知書・法人売上台帳・偽造ゴム印・偽造社印等の任意提出を受け、記載内容、使途、金銭の動き等について調査分析を行った。

ハ 電子データの調査

本事案における当事者による不正行為の特徴として、不正を開始したとみられる平成21年9月ごろからの初期段階においては、実家の経営する有限会社A商店から当社に対する架空の請求書を作成し、それをもって支払金額を着服していたが、後に他の取引先の請求書や社印も偽造し、当社宛に架空請求を行う事により現金の着服を行っている。これらの行為により、後に架空の棚卸資産が増加したことへの対応として、架空の売上を計上する事で棚卸資産を減少させ、さらに実地棚卸時には単価の操作、他社から資材を一時的に借りるなどして架空の棚卸資産を偽装する等により不正行為の隠蔽工作を行っていた。

実施した調査で判明しているこれら不正な取引に対する前述の調査の補足、およびそれ以外に何らかの不正・不適切な取引や不正な資金流用が企画・実行されていなかったかという点について前述の調査を補足するため、当事者が業務で使用していたノートパソコンのデータを収集し、削除されているデータの復元を行った上で、電子ドキュメントおよび電子メールについて調査を行った。電子メールに関しては、調査の時間的制約の中、合理的な範囲において効率的に調査を実施するため、このような取引の計画に際して作成された文書との関連が疑われるキーワードや、取引の実行に関し作成された文

書との関連が想定されるキーワード、また他の調査で当事者の取引との関連が判明している特定の取引先、個人名やメールアドレスをキーワードとして検索を実行し、抽出された電子メールについて内容の分析、確認を実施した。

また、会社支給の携帯電話を回収し、および個人所有の携帯電話については任意提出を受け、通話履歴およびメールの履歴について確認調査を行った。

ニ その他

上記に記載のとおり、まず当事者および支店関係者へのヒアリングならびに関係書類帳票、電子データ等の調査を実施した。平成27年7月27日および28日に、監査部長およびリフォーム部長により実施された初動調査において、当事者が着服の事実を認めたことにより、その動機および方法ならびに着服金額の特定に重点をおくこととした。

また、当事者の供述のみでは、その不正事実の網羅性を確実なものとする事ができないため、取引先等も含め本事案が影響し得る可能性のある範囲を調査対象とした。あわせて、当社の社内管理体制についても検証が必要となるため、当支店以外の当社の支店および当社の同業種の子会社についても類似取引についての調査を行った。

6 当委員会による調査の範囲について

当委員会は、本事案に関し、不正の態様およびその影響額を早急に判断し、必要であれば速やかに過年度決算について訂正すべき内容を明らかにすることを目的とするものであり、その判断を行うにあたり、可能な限り必要な範囲を想定して調査を行った。

しかし、時間的制約に加え、当事者および関係者の記憶が明確でないところも一部にはあり、加えて社外の取引関係者については任意の協力の範囲内という制約もあった。

また、デジタル・フォレンジックについては、データの削除や上書きが行われていた場合には、完全に復旧をさせることには限界がある。

上記のような状況を考慮しても、関係証憑の突合せ、取引先を含めた可能な限りの範囲での傍証証拠の積み上げにより、ほぼ不正行為の全容およびその影響額について、当委員会として、でき得る限りにおける合理的判断に足る結果を得たと思料する。

II 調査の内容と調査結果

1 本事案のサマリー

当事者の供述によれば、前職である有限会社A商店（以下、「A商店」という。）勤務時代（平成8年4月～平成17年6月）に競馬（ギャンブル）に溺れ、ギャンブルのための資金を、友人、消費者金融、クレジットカード会社等から借入れていた。平成17年7月にサンリン株式会社（以下、「当社」という。）に入社してからも常習的に競馬を続けた。その後、借入額は多額となり、返済が滞ったため、平成20年3月に個人再生手続を裁判所に申し出て、借入残高が減殺され、平成20年9月から裁判所認定額の返済が開始され、平成23年8月に返済が完了したとのことである。

個人再生手続を開始した後もギャンブル依存症は治らず、インターネット競馬の馬券を買うための資金を必要とするが、個人再生手続中であつたことから、金融機関からは借り入れられず、従来から少額の請負工事などを当社から請け負う取引関係にあつた当事者の実家であるA商店を利用した架空仕入による現金着服を企て、平成21年9月にインターネットから入手した請求書用紙のサンプルを加工してA商店の偽造請求書フォーマットを作成した。

当事者の不正行為を時系列に整理すると以下のとおりとなる。なお、不正の手口の特徴との関連で記載しているため、以下の記載期間は、会計年度とは一致していない。

【平成21年9月～平成23年9月】

平成21年9月以降、当事者が業務に使用していた当社貸与のPC（ノートパソコン）により、小口の工事代金の請求名目でA商店があたかも発行したかのような偽造請求書を作成し、当該請求書に基づき代金を当支店の手許現金から支払わせ、現金着服を開始した。当支店では単発かつ少額の支払には、買掛金諸口支払という制度があり、これを悪用し、偽造した請求書と領収証を提出することにより、当支店の手許現金から支払わせたものである。偽造請求書および領収証には、A商店の真正社名ゴム印および社印を押印していた。A商店を利用した現金着服は、平成21年9月から平成23年9月頃までは少額であり、架空仕入の対象となっている工事などは実在の売上取引の原価に紛れ込ませていたり、消耗品勘定への振替処理などで費用処理を行っていた。

後述のとおり、その後徐々にエスカレートし本事案の発覚直前までの期間で架空仕入総額275百万円のうち130百万円がA商店を利用した着服であつた。

一方、平成20年ごろよりリフォーム事業の担当になり、比較的小規模の工事などを迅速で効率よく請け負う業者を探していたところ、平成21年6月ごろF設備に出会い、技術力も高く評価できることから継続的に設備関連の工事を発注するようになった。当時は、月額約20万円から30万円程度の小口の請負工事を発注していた。

ギャンブル資金を依然として必要としていた当事者は、F設備を利用した現金着服を思いつき、F設備の代表者に当社と継続した取引を行うためには仕入業者として登録する必要があり、年間5百万円程度の取引実績が必要であると騙し、そのため、実在の取引だけでは不

足する部分については、当事者が架空の仕入をF設備に発注（当社の仕入取引）するので、当社から支払われたその代金を当社に全額返還するための取引（当社の売上取引）を受けるように説得して協力させた。

F設備との架空取引は、当社の仕入代金を25日締め、翌月10日払いという条件で、本社からの銀行振込により支払わせ、同額の架空売上取引を偽装して当社の売上代金として振込がなされた月の25日ごろに当事者がF設備から現金により集金し、当支店に持ち込むという流れである。この取引そのものからは、売上高および仕入高ともに同額なので、純損益は発生せず、当社の本社から当支店への資金の還流でしかない。しかし、当支店の買掛金諸口支払の原資はガス料金などの集金により一時的に貯まった資金であり、定期的に指定銀行口座に預け入れるのみで銀行預金を引き下ろすことはできないことから、小口現金を利用した現金着服には金額的な制約があったため、確実に本社からの振込により資金がF設備に流れ、それを集金することで架空仕入代金の原資とした巧みな仕組みであった。

具体的には、A商店からの工事代金などと称した架空仕入の偽造請求書を作成し、F設備から集金により回収してきた現金をA商店の買掛金支払に充当したと当支店に説明し、実際には当事者が現金を着服していた。当該A商店への買掛金支払は、当支店における買掛金諸口支払として分類される。

その後、F設備との取引は、F設備の代表者の他企業への就職に伴い平成26年3月には終了したが、当事者より代わりの業者の紹介依頼を受けたF設備から紹介されたG設備に同種の取引が同年4月から引き継がれることとなる。F設備およびG設備を通して、当社の本社からの振込による資金を利用した資金着服は、平成22年7月頃から不正行為が発覚するまでの期間で仕入額にして約20百万円程度になる。

当該期間（平成21年9月～平成23年9月）の不適切な会計処理の主なものは、以下のとおりであった。

架空売上	6百万円
架空仕入	6百万円
架空棚卸資産	1百万円（平成23年9月30日現在）

【平成23年10月頃～平成25年9月頃】

平成23年10月頃より、着服金額はエスカレートし、小口の請負工事に加え、リフォーム工事や太陽光発電設備工事に絡めた架空仕入をA商店の偽造請求書を発行して創出して行くこととなる。

着服金額も月額2百万円を超えるようになり、当支店の小口現金のみでは着服できなくなり、実在の取引先からの集金代金を直接仕入先の買掛金の支払資金として支払ってきたと偽り、実際には架空仕入のため支払う必要はなく当該現金を着服している。当社の集金による現金回収は、一部の顧客に対する小口・継続的な回収業務によるものであり、リフォーム工事や太陽光発電設備工事に係る売上代金は、通常、銀行振込による回収のところ、当事者は、個人顧客からの信頼の厚いことを利用して集金による現金回収を行っていた。

この頃には、架空仕入による仕入総額が積み上がることで、売上原価計上額も過大となり、当社の業績分析指標である差益率（売上高に対する売上総利益の割合）が悪化するため、当事者は、架空仕入による着服行為の発覚を回避するために、未完成の工事現場に商品があるかの如く装い、架空の棚卸資産を計上することで売上原価計上額の調整を行った。

さらに、架空の棚卸資産が積み上がることを防ぐため、実在（休眠口座等）3社および架空の売上先1社（以下、「特定売上先」という。）を設定して、架空仕入または一旦棚卸資産に計上した架空資産に関連する偽造請求書などを売上原価に対応する関連証憑とし、それに対応する架空売上をこれら特定売上先に計上した。リフォーム工事や太陽光発電設備工事の名目で、架空の個人も含む20名の個人名義の口座に対しても架空売上を実行していた。

当該期間の不適切な会計処理の主なものは、以下のとおりであった。

架空売上	63百万円
架空仕入	108百万円
架空棚卸資産	32百万円（平成25年9月30日現在）

【平成25年10月頃～平成27年7月】

その後、平成25年後半以降は、月額7百万円から10百万円の架空仕入を計上している。着服金額が増加して行く過程で、架空仕入先としては、A商店、F設備およびG設備に加え、新たに実在（休眠口座等）の取引先3社と全く架空の業者1社の計4社の社名ゴム印と社印を偽造し、架空の請求書および領収証を作成して架空仕入を実行して行くこととなる（これら7社を以下、「特定仕入先」という。）。

架空仕入による現金着服方法は、前述の買掛金諸口支払に加え、実在の取引先からの集金代金を直接仕入先の買掛金の支払資金として支払ってきたと偽り、実際には架空仕入のため当該現金の着服であった。

他方、架空仕入による着服行為の発覚を回避するため、架空の売上も増加して行き、新たな架空売上先を5社（以下、「特定売上先」という。）を追加した。架空売掛金の回収方法は、架空仕入による着服金を回収資金として充当し、あるいは実在の取引先からの集金代金を一時的に流用して、あたかも売掛先から集金により回収してきたように装い、当支店に入金処理させた。

当該期間の不適切な会計処理の主なものは、以下のとおりであった。

架空売上	58百万円
架空仕入	161百万円
架空棚卸資産	103百万円（平成27年6月30日現在）

【まとめ】

上記不正行為を要約すると下記のとおりである。

不正行為の期間：平成21年9月～平成27年7月

不正行為の手口：個人の欲求を満たすギャンブルのための資金を捻出するため、架空仕入

による現金着服を実行した。その不正行為を隠蔽するために、架空の棚卸資産および架空の売上を計上するなど、不適切な会計処理を行った。

架空売上先：特定売上先 11 社（内 1 社は架空の法人）および個人 20 名

架空仕入先：特定仕入先 7 社（内 1 社は架空の法人）

架空売上高： 127 百万円

架空仕入高： 275 百万円

架空棚卸資産： 103 百万円（平成 27 年 6 月 30 日現在）

なお、後述のとおり、本事案発覚により、架空売掛金の一部が未回収のままとなったことや前受金の一時的流用の返金が未了となった。架空仕入による着服と架空売上による返金の差額へこれら調整を加えた結果、発覚時点での着服金額は、169 百万円（消費税込）であった。

2 不正の概要と手口

（1） 架空仕入による不正な資金着服

今回の現金横領事件において、不正に現金を着服した事実のほとんどは架空仕入によるものである。後述する架空棚卸資産の計上および架空売上の計上は、架空仕入による不正な資金着服を隠蔽するために行った不正行為である。

架空仕入による不正な資金着服の概要と手口は以下のとおりである。

架空の下請工事等の請求書を自ら手書きないし業務に使用していた会社貸与のパソコンにより作成し、それを会社に提出し、現金の払出を受けて着服していた。下請業者からの偽造の請求書および領収証（市販のもので数種類）を作成するため社名ゴム印と社印をインターネットで調べ最寄りの印鑑店で作成していた。証拠品として下記のことを当事者より任意に提出させた。

- ① 請求書は当事者使用のパソコンより電子データおよび印刷物
- ② 使用済み領収証控（5 社）
- ③ 社名ゴム印および社印（各 4 社）

使用済み領収証控が 5 社に対して、社名ゴム印および社印が 4 社であった理由は、当初、架空仕入先として当事者の実父が代表者である A 商店を使用し架空仕入代金（買掛金）を着服していた。このため、A 商店の架空偽造請求書および偽造領収証は、当商店の真正社名ゴム印および社印を家族に隠れて、保管してある当商店の事務机より持ち出して作成しており、以降もその行為を継続していたためである。

A 商店を架空仕入先として使用を始めた以降に、当事者が自ら作成した社名ゴム印および社印を使用し、当支店において直接現金を払い出す「買掛金諸口支払処理」（当社の電算システム上に特定の仕入先コードを設けず「その他扱いの汎用仕入口座」を意味する）を悪用して不正な資金着服を行っていた。

A 商店とは、当事者が不正を始める以前から当社より少額の下請工事の依頼や工事に必要な管材等の仕入先として取引を行っていた。A 商店を架空仕入先として使用した以降は、

実際の取引のある業者も架空仕入を行う仕入先として加え、また実在しない全く架空の業者1社も買掛金諸口支払処理により仕入先コードを設けず、不正な資金着服のための架空仕入先として使用し、不正な資金着服が拡大していった。

実際の取引のある業者については、後述のとおり実在取引も含め自ら請求書を偽造作成して隠蔽を行っていた。また、過去には下請業者として取引が発生していたが、架空仕入先として使用する時期には下請業者として取引がほとんど無くなっていた業者を、架空仕入を計上する業者として使用していた。

架空仕入先として使用していた業者で実際の取引（実在仕入）が発生した場合は、事前に真正な請求書の封筒に当支店宛先名の他に当事者名も記載して送付するよう依頼し、下請業者から当支店に郵送等により届いた真正請求書は自ら開封して当支店の仕入業務担当者には提出せずに、真正請求書にある実際の取引とあわせて架空仕入を追加し、実在仕入と架空仕入の混在した偽造請求書を自らパソコンで作成して当支店出納担当者へ提出し、月末等に現金支払をするから用意をして置くよう指示をしていた。その後、会社金庫より現金を預かり、偽造作成した社名ゴム印、社印を押印した偽造領収証を当支店出納担当者へ提出し、支払を済ませたことを装い現金を着服していた。

あるいは、他のお客様から売掛代金として集金してきた現金から、あたかも架空仕入先へ請求代金を支払いしてきたことを装い、実際の集金額（例として100とする）と架空仕入先への支払額（例として80とする）の差額（20）のみを会社へ入金して、架空仕入先への支払額（80）を不正着服していた。また、実在しない全くの架空仕入先1社も偽造請求書、偽造領収証を基に同様の方法で現金を着服していた。

（2） 架空棚卸資産の計上

前述2の（1）の架空仕入を行う事により売上原価が増え、支店および本社担当部署において特に重点的に実績検討として確認する「差益率（売上高に対する売上総利益の割合）」が低くなり支店や本社において詳細な検証が行われ、架空仕入による資金着服が発見されることを逃れるため、架空仕入による資金着服を隠蔽することを目的とした、架空棚卸資産の計上を行っていた。

その手口は「架空仕掛工事の棚卸計上」「棚卸単価の過大計上」「商品借りによる偽装棚卸計上」の3種類である。以下その概要と手口である。

イ 架空仕掛工事の棚卸計上

当社はリフォーム工事および太陽光発電設備工事の「仕掛勘定」（当社は、会計上工事完成基準を適用しているため、完成引渡前に工事現場へ出荷済みの材料費等について「仕掛勘定」として棚卸に計上することになっている）を利用した架空棚卸資産の計上を行っていた。

当社では、リフォーム工事等の仕掛勘定は、毎月末に行う実地棚卸において、今後完成引渡が行われるリフォーム工事の現場へ出荷済みで現物が倉庫にない商品、および下

請業者から請求がされ仕入計上された工事等は、「仕掛勘定」として当社で定めた書式の「未完成工事分棚卸資産明細書」に現場ごとの内訳を記載し、その証拠となる請求書の写し、納品書の写し等を添付し、それを基礎として棚卸表に未完成工事分棚卸資産明細書の現場ごとの合計金額をそれぞれ一式として記載することと定められている。

当事者は、本不正行為を始める以前より棚卸明細を当社販売管理システムへ入力をするために作成される棚卸入力原本の作成を担当していた。そのため、架空の仕掛勘定を棚卸入力原本へ計上して、内部事務担当者にシステム入力をさせていた。棚卸実査においても、倉庫外の工事現場等ということにより従来から現地確認が行われていないことを悪用した。

ロ 棚卸単価の過大計上

倉庫に実在している、特にリフォーム工事現場用の建材や設備工事用の管材類等で、日常的に取り扱いの少ない商品は、当支店社員の単価に対する認知度が低いこともあり、その商品の単価を大幅に引き上げ、棚卸価額の水増しを行っていた。この不正行為も前述同様に当事者が棚卸入力原本の作成をしていたため可能であった。

ハ 商品借りによる偽装棚卸計上

この不正行為は、前述イの架空仕掛勘定の計上額が大きくなりすぎたため、それをカバーするため本不正な資金着服事件が発覚する直前に行った不正行為である。特に、当社の第2四半期末（9月末）および期末（3月末）はタグカード（メーカー名、商品名、数量等を記載し、倉庫にある現品にそれぞれ添付して実地棚卸を行い、棚卸洩れ、重複カウント、数量違い等を防ぐ方式のアイテム）を使用して実地棚卸を行うため、倉庫実在品の実地棚卸に際し、知合いの業者から事前に商品を借りてきて実在性を偽装（前述ロの単価操作も同時に実行）していた。

（3） 架空売上の計上

前述（2）の架空棚卸資産の計上と同様に、架空売上の計上は、架空仕入による資金着服を隠蔽するために行われた不正行為である。架空仕入に伴う架空資産の処理方法として、架空の売上取引を創出し、対応する売上原価として当該架空資産を費用処理していた。

架空売上先は、架空仕入先として使用した業者（実在しない架空先を含む）や過去に当社からの売上取引はあったが、不正を行う時期にはほとんど取引が無くなった業者ないし取引頻度の少ない業者および個人（実在しない架空先を含む）である。

その手口は以下のとおりである。

実在取引が発生する業者については、当社の売上先口座を同一取引先で複数作成させていた。当社の内部事務担当者に対し、言葉巧みに「取引業者から現場ごと管理をしたいとの要請があった」「社長個人の扱いであるから個人名を入れた口座名にしてほしい」等の申し出をし、口座を複数作成させていた。その複数口座を使い分けて、実在取引の売上と架

架空売上を別々の口座へ売上処理をして、当社の請求書を発行していた。取引業者に届ける請求書は複数の口座があったため、当社からの請求書の締日により請求先名や得意先コードが違ふことについて、取引先より指摘されたことがあったが、当事者は取引先に対して「当社では現場ごとの管理をしたいため口座を変えている」等の口実を用い、やはり言葉巧みに取引先を信用させていた。

当社の請求書発送のルールは、内部事務の売上業務担当者が、請求締日の翌日に請求書を当社販売管理システムにより発行し、各営業担当者へ配付し各営業担当者が請求書のチェックをした後、支店長の確認を経て、内部事務担当者が封筒に入れ郵送することが原則となっている。

しかし、当事者は「これから先方へ用事があるから届ける」「先方で至急欲しいと言っているから今日届ける」等と偽り、内部事務担当者から当社請求書を受け取り、架空売上計上のみの場合はそれを破棄し、複数口座により実在売上と架空売上の両方の請求書が封入されている場合は、架空売上計上を行った口座の請求書のみを抜き取り、再び封印して取引先へ届けていた。

以前の取引により既に売上口座が開設されていて、当時は取引の発生していない取引先および個人名での架空売上先に対し架空売上計上を行った場合は、前述と同様に内部事務担当者に請求書を届ける旨申し出て、郵送は行わずに破棄していた。

この架空売上計上による架空売掛金について、調査結果によりいわゆる赤伝処理が行われた形跡はなく（当社の販売管理システムは不正防止の観点から赤伝処理は全て形跡が残るシステムとなっている）、前述2の（1）架空仕入による不正な資金着服の手口により着服した資金より充当していたとの供述を得ている。この売掛金入金処理についても、不正な資金着服が発覚しないように、本社での売掛金管理となる売上計上日の属する月末から2か月を超えない日までに売掛金の入金をしていた。

（4） その他（前受金等）

当社ではリフォーム工事の請負金額が2百万円以上のものについては、前受金として工事着工前に請負金額の三分の一程度を受領することが原則になっており、当事者は、売掛金に計上される前に顧客から預かった前受金を一時的に着服していた。

上記以外に、顧客より集金した正規の売掛金の着服もあった。

これら前受金および正規の売掛金の着服についても発覚直前の事象以外はすべて当社売掛金口座へ入金処理を完了している。

本不正行為について当社正規領収証の発行がなされているが、その手口については次のとおりである。

当社正規領収証は3枚複写50部が一冊の領収証となっている。

一枚目が領収証控で切り離しは出来ない。二枚目は支払証で顧客より領収した際に、顧客より確認印（署名）を頂き、集金した金員とあわせて当社の支店出納係へ渡し入金処理

となる。三枚目が顧客へ渡す領収証となる。集金業務が日常的に行われる営業担当者には、一冊ずつ支給される。支給に際しては、全て通しナンバーによる個人別管理が支店で行われ、週に一度使用中の領収証のチェックも義務付けられており、当支店でも実行されていた。また、訂正等不備のあった領収証については、支払証、領収証共に破棄はできず都度管理者へ返却することが義務付けられている。しかし、本不正にあたり、当事者は自分宛の領収証を発行する際（自宅LPガス代等）、および架空売掛金の入金処理のため領収証を発行する際に、三枚目をあらかじめ切り離し、三枚目を未使用の状態では保管して置き、正規売掛金等の集金時に、事前にノンカーボンの複写用紙（透けて下が見えるもの）を、保管してあった三枚目の領収証に重ねて顧客に対し発行する領収証を作成し、それにより顧客より集金を行い、その金員を着服していた。

3 調査方針・調査範囲

本横領事件は初期の調査により、現金着服を目的として、架空仕入を基に現金を会社より引出し着服し、その不正行為を隠蔽するため、売上原価が増え差益率の低下が一定以下にならないよう保つために、架空棚卸計上、架空売上計上を行っていたことが判明している。そのため架空仕入計上の解明が基本となると判断した。

調査検証は、当支店の仕入データ、売上データ、棚卸データ、金銭出納データ等より、実在取引あるいは架空取引かの調査検証を行うこととした。

その調査データのうち、LPガス、石油類は、全て本社管理で発注および仕入業務を行っているため、調査範囲から除外した。また、当事者が当支店において担当として関わることの出来た扱い商品は、リフォーム工事関係および太陽光発電設備工事関係の商品であったため、それに関連する工事等も含め調査検証を行うこととした。

調査検証のための資料は、「買掛金請求書・領収証」「売掛金請求書・領収証」「仕入先元帳（当社販売管理システムより出力した仕入先ごとの取引明細）」「仕入入荷帳（当社販売管理システムより出力した仕入商品明細）」「取引明細一覧（当社販売管理システムより出力した売上先ごとの取引明細）」「入力伝票（売上を当社販売管理システムに入力するために売上担当者自身が起票する手書きの伝票）」「棚卸表」「未完成工事分棚卸資産明細書」「差益検討表（当社販売管理システムより出力した売上高に対する売上総利益の割合明細書）」「工事管理台帳」「工事請負契約書」「高額取引申請書」「現金取引一覧（当社会計管理システムより出力した現金出納一覧）」「買掛金支払一覧（当社会計管理システムより出力した買掛金支払明細）」「売掛金回収一覧（当社会計管理システムより出力した売掛金回収明細）」「当事者関連（家族含む）の金融機関取引明細」等である。

これらの資料により、当委員会を主体に、本社において業務に精通しているメンバーを加え調査プロジェクトチームを編成し、下記の調査検証内容別に作業を分担し調査検証を開始した。

なお、詳細な調査検証内容については、後述4の調査の内容と調査結果で記述する。

各調査検証は当事者の記憶に新しい直近のデータより遡り調査検証を進めていき、不正のスタート時期の特定およびそれぞれの手口による不正処理額の確定を行うこととした。

また、各調査データはメンバー全員が随時共有を図るため社内情報配信システム「サイボウズ」においてプロジェクト専用ファイルを作成し、最新データをコメントと共に掲載し相互データの連携を図ることとした。また、毎日夜に、プロジェクトチーム全員参加により各担当分野の経過報告、今後のスケジュール、調査内容、課題等の報告検討会議を設け、今後の調査方法、範囲、検証方法等の検討、修正を行い、調査検証を進めた。

(1) 仕入検証

当事者の供述およびパソコン請求書、任意提出させた領収証、社名ゴム印、社印を基に架空仕入先として使用した口座は、A商店・B株式会社・C工務店・D建設・E設備（実在しない架空先）・F設備・G設備の仕入先7口座を最終的に特定した（以下、「特定仕入先」という。）。

以下、これら特定仕入先およびその他仕入先、ならびに支払元と支払方法とに応じて下記の調査区分での調査を実施した。

仕入先	支払元	支払方法	調査区分
特定仕入先	当支店	買掛金諸口支払 (現金払い)	仕入1
	本社	買掛金諸口支払以外 (振込払い)	
その他仕入先	当支店	買掛金諸口支払 (現金払いおよび 振込払い)	仕入2
		買掛金諸口支払以外 (現金払いおよび 振込払い)	仕入3
	本社	買掛金諸口支払以外 (振込払い)	仕入4

イ 仕入1

当支店における特定仕入先からの全ての当社への請求データについて実在取引あるいは架空取引かの調査検証を行った。検証は、抽出された資料を基に、当事者の供述、買掛金請求書・領収証の信憑性、対応する売上データの信憑性、当支店の他の担当者の関わりの有無、支払方法等を総合的に判断し社内調査結果として、後述の取引先照合依頼資料とした。

ロ 仕入2

当支店における特定仕入先以外の買掛金諸口支払処理について実在取引あるいは架空取引かの調査検証を行った。検証は、抽出された資料を基に、買掛金請求書・領収証の信憑性、対応する売上データの信憑性、当支店の他の担当者の関わりの有無、支払方法等を総合的に判断して行った。

ハ 仕入3

買掛金の当支店での支払先（仕入1、仕入2を除く）について実在取引あるいは架空取引かの調査検証を行った。検証は、抽出された資料を基に、買掛金請求書・領収証の信憑性、対応する売上データの信憑性、当支店の他の担当者あるいは他支店の関わりの有無、支払方法等を総合的に判断して行った。

ニ 仕入4

当支店のみ仕入先で本社からの支払先について実在取引あるいは架空取引かの調査検証を行った。検証は、抽出された資料を基に、買掛金請求書・領収証の信憑性、対応する売上データの信憑性、当支店の当事者以外の担当者の関わりの有無、支払先振込口座の信憑性等を総合的に判断して行った。

(2) 棚卸検証

前述Ⅱの2の(2)に記述のとおり、架空棚卸資産計上の手口は「架空仕掛工事の棚卸計上（棚卸1で検証）」「棚卸単価の過大計上（棚卸2で検証）」「商品借りによる偽装棚卸計上（棚卸3で検証）」の3手法であったため、四半期ごとの架空棚卸計上額の算出を以下の方法で調査検証を行った。

イ 棚卸1

仕掛勘定として棚卸計上されている未完成工事分棚卸資産明細書の内容について、仕入検証結果に基づき仕掛勘定を計上した月の仕入データとの照合および売上検証結果に基づき仕掛計上が無くなった月の売上データとの照合により、実在あるいは架空の判断を行い、仕掛勘定による架空棚卸計上額を四半期ごとに算出した。

ロ 棚卸2

棚卸単価を仕入データ等と照合し、単価の妥当性を検証することで、過大となっている単価を抽出し、それらを正規単価に修正して棚卸過大計上額を四半期ごとに算出した。

ハ 棚卸3

当事者の供述により、この偽装は「不正発覚の半年前からでサッシや建材であった。」という事から、発覚直近の棚卸表を基に商品借りの有無を仕入検証結果との照合により

調査して、商品借りによる偽装棚卸商品を割り出した。また、偽装商品の単価は棚卸単価の過大計上（棚卸2）も同時に行われていたため、容易に発見が可能となり、発覚の半年以上前の棚卸表も検証したが、その偽装事実は確認されなかった。これにより、商品借りによる棚卸過大計上額を四半期ごとに算出した。

（3） 売上検証

当事者の供述を中心に入力伝票（売上を当社販売管理システムに入力するために売上担当者自身が起票する手書きの伝票）および取引先元帳（当社販売管理システムより出力された取引明細書）による調査により、架空売上に使用した口座は、特定仕入先にも挙げられている、A商店・B株式会社・C工務店・D建設・E設備（実在しない架空先）・F設備・G設備の7口座、および株式会社H、有限会社J、K株式会社、L商店、その他実在および架空の個人名20口座を最終的に特定した（以下、「特定売上先」という。）。

以下、特定売上先およびその他売上先、ならびに当事者の担当の有無に応じて下記の調査区分での調査を実施した。

担当者	売上先	調査区分	補完調査 （仕入検証との 整合性確認）
当事者	特定売上先	売上1	売上3
	その他売上先	売上2	売上3
当事者以外	その他売上先	売上4	

イ 売上1

特定売上先の取引内容について、実在取引あるいは架空取引かの調査検証を行った。検証は、抽出された資料を基に、当事者の供述、対応する仕入データの信憑性、当支店の他の担当者の関わりの有無、回収方法等を総合的に判断し社内調査結果として、後述の取引先照合依頼資料とした。

また、架空売上先が個人の場合については、当事者の供述を基に、当該個人が実在するか否かの確認、請負契約書の有無および内容、工事管理台帳の信憑性、仕入検証との整合性、当支店の他の社員からのヒアリング、当該現地の確認等を実施し、総合的に実在取引あるいは架空取引かの判断をして検証を行った。

ロ 売上2

当事者が担当した売上実績の特定売上先以外の取引内容について、実在取引あるいは架空取引かの調査検証を行った。検証は、抽出された資料を基に、対応する仕入データの信憑性、回収方法等を総合的に判断して行った。

ハ 売上3

売上1および売上2の補完として当事者が担当した売上実績の売上入力伝票に売上原価伝票（当売上の原価となる仕入先からの請求書の写し等）が添付されている取引について仕入検証との整合性を図った。検証は、抽出された資料を基に、対応する仕入データの信憑性、回収方法等を総合的に判断して行った。また、この検証については常に仕入検証との連携を行った。

ニ 売上4

当支店における当事者以外の担当者分で売上3と同様の調査検証を行った。

仕入検証および売上検証により得られた、特定仕入先および特定売上先の業者について、実取引データの一覧表を作成し、相手先訪問を行い取引データの照合を依頼し、後日、照合結果を直接当委員会宛に郵便による返送を依頼し協力を得た。

返送された取引照合結果に基づき相違のあるデータについて、仕入1および売上1の調査検証結果の再調査を行った。その結果、返送された照合結果と整合性のある結果が得られたため、当社の各四半期における架空仕入高および架空売上高を確定させた。

（4） 前受金検証

当事者のリフォーム工事等の売上実績で請負金額2百万円以上の売上データを抽出し、当該請負契約書の支払条件から、前受金の有無、回収方法を調査し、会計処理の前受金処理の有無、取引先一覧による売掛金入金日の確認を基に、当事者から供述を得て、売掛金に計上する前に顧客から預かった前受金を一時的に着服した時期および金額を確定した。

調査検証過程において、検証結果から得られた四半期ごとの「架空仕入高」「架空売上高」「架空棚卸額」等のデータを基に、四半期ごとの当支店の差益額・当事者の不正着服額の算出を行い、検証データの信憑性確認も同時に進める事とした。

4 調査の内容と調査結果

（1） 架空仕入による不正な資金着服

当支店における架空仕入の調査は以下の方法により行った。

イ 調査区分（仕入1）（対象：特定仕入先）

特定仕入先7社について会計システムより出力した買掛金諸口支払取引リストおよび販売管理システムより出力した仕入先元帳の取引リストを作成した。

また、本社で保管してある当支店より送付された収支報告書に添付されている特定仕入先の請求書および領収証の拾い出しを全て行い、そのコピーを用意した。

当該リスト、請求書および領収証を当事者に提示することにより、実在仕入と架空仕

入の識別のための事情聴取を行った。

当事者の供述により得られた結果と売上検証および棚卸検証との整合性を図り再三に亘る見直し検証を行った。

その結果を基に実在取引の明細を、特定仕入先6社（A商店を除く。下記参照。）について業者別に作成し、その実在性検証のため、平成27年8月12日に、監査部長および当支店長2名同行により特定仕入先に直接訪問説明し、取引照合の依頼を行い、その結果を平成27年8月18日までに、当委員会宛に直接郵送にて返却願いたい旨依頼し承諾を得た。

なお、A商店については、当事者の実父でA商店の代表者より任意に提出された金銭出納帳および売掛元帳等により、当社において取引照合を行った。

各特定仕入先より返送された取引照合の結果に基づき、当社の調査結果と相違のある取引について再度、売上検証との整合性を図り調査した結果、各特定仕入先より得た取引照合結果と一致した。

【調査結果】

架空仕入の初犯は、平成22年3月期第2四半期においてA商店名義を利用した、架空請求書偽造による仕入代金の着服56,648円であることを特定した。

A商店、C工務店、F設備、G設備については、実在仕入、架空仕入とも存在した。

B株式会社、D建設（平成23年3月期第2四半期の取引のみ実在仕入）、E設備（業者名そのものが架空であった）については、全てが架空仕入であった。

これにより、平成22年3月期第2四半期より、不正発覚までの架空仕入の累計額は275百万円となり、経費勘定として処理された架空経費の累計額は1百万円であり、各四半期別の金額は以下のとおりである。

(単位:百万円)

			架空の仕入計上額(税抜)	
			期別金額	年度別累計額
76期	平成22年3月期	年度	0	0
77期	平成23年3月期	年度	2	2
78期	平成24年3月期	第1四半期	1	1
		第2四半期	2	4
		第3四半期	10	14
		年度	10	24
79期	平成25年3月期	第1四半期	8	8
		第2四半期	4	13
		第3四半期	13	27
		年度	20	47
80期	平成26年3月期	第1四半期	24	24
		第2四半期	15	39
		第3四半期	24	64
		年度	24	89
81期	平成27年3月期	第1四半期	27	27
		第2四半期	27	54
		第3四半期	19	73
		年度	20	93
82期	平成28年3月期	第1四半期	17	17
		平成27年7月	0	18
合計			275	275

(単位:百万円)

			架空の経費計上額(税抜)	
			期別金額	年度別累計額
76期	平成22年3月期	年度	—	—
77期	平成23年3月期	年度	—	—
78期	平成24年3月期	第1四半期	—	—
		第2四半期	—	—
		第3四半期	—	—
		年度	—	—
79期	平成25年3月期	第1四半期	—	—
		第2四半期	—	—
		第3四半期	—	—
		年度	—	—
80期	平成26年3月期	第1四半期	—	—
		第2四半期	—	—
		第3四半期	—	—
		年度	—	—
81期	平成27年3月期	第1四半期	0	0
		第2四半期	0	0
		第3四半期	0	0
		年度	0	0
82期	平成28年3月期	第1四半期	0	0
		平成27年7月	0	0
合計			1	1

また上記架空の仕入・経費計上に伴う各四半期末の買掛金残高は以下のとおりである。

(単位:百万円)

			架空仕入に関する買掛金残高(税抜)
76期	平成22年3月期	年度	—
77期	平成23年3月期	年度	0
78期	平成24年3月期	第1四半期	0
		第2四半期	0
		第3四半期	1
		年度	0
79期	平成25年3月期	第1四半期	0
		第2四半期	0
		第3四半期	0
		年度	1
80期	平成26年3月期	第1四半期	0
		第2四半期	0
		第3四半期	0
		年度	—
81期	平成27年3月期	第1四半期	0
		第2四半期	0
		第3四半期	0
		年度	0
82期	平成28年3月期	第1四半期	1
		平成27年7月	—

ロ 調査区分（仕入2）（対象：特定仕入先7社以外の買掛金諸口支払分）

特定仕入先以外の買掛金諸口支払仕入先について、架空取引の在否について検証するため、仕入1と同様に買掛金諸口支払リストにより、1回の取引による支払が20万円以上の現金の払出しが行われている仕入先について、その請求書・領収証の信憑性、売上検証との連携による売上の実在性、当事者関与の有無等の事実検証を行い、実在取引か否かの判断とした。

買掛金諸口支払扱いでも、本社から振込処理により支払を行った仕入先については、金融機関口座の存在等により相手先の実在性を確認すると同時に、当該仕入に対応する売上検証結果との突合せを行うとともに、関連するガス供給契約書類等の関連書類により実在性を判断した。

また、当支店から現金の支払が行われている仕入先については、業者からの請求書および領収証等の証憑類および当該仕入に対応する売上検証結果と突合せを行うと同時に関連するガス供給契約書類等の関連書類により実在性を判断した。

当該仕入に対応する売上取引の営業担当者の特定、および売掛金が振込入金等により当事者が直接現金では集金できないなど、当事者が直接関与できない取引であった事実も実在性の判断根拠とした。

【調査結果】

調査の結果、本区分による仕入取引については、全て実在した取引であったことを確

認した。

ハ 調査区分（仕入3）（対象：仕入1および仕入2以外で当支店での現金支払先）

買掛金諸口支払扱いでない、仕入口座設定先に対しても架空仕入の在否を検証するため、当社販売管理システムより、当支店における現金支払・振込支払を問わず1回の取引額が20万円以上の支払いを行っている仕入先を抽出して、仕入2の「当支店より現金の支払いがされている先」と同様の検証を行った。

また、仕入2と同様に、当該仕入に対応する売上取引の営業担当者の特定期および売掛金が振込入金等により当事者が直接現金での集金ができないなど、当事者が直接関与できない取引であった事実も実在性の判断根拠とした。

【調査結果】

調査の結果、本区分による仕入取引については、全て実在した取引であることを確認した。

ニ 調査区分（仕入4）（対象：仕入1および仕入2以外で本社からの支払先）

当支店のみ仕入口座開設先で、平成22年度以降の取引のある21口座を抽出して、当社から支払われた振込口座の信憑性、当事者以外の関わりの有無、その請求書の信憑性、支払の発生頻度およびその支払額の程度等により総合的に判断した。

【調査結果】

調査の結果、本区分による仕入取引については、全て実在取引であることを確認した。

（2） 架空棚卸資産の計上

当社では、月次決算において毎月末日に支店別の棚卸表を作成している。

当事者は、当支店での棚卸資産計上業務にも従事しており、架空仕入の存在を隠蔽するため、架空在庫の計上を行い得る立場にあった。

当社では、商品の取引状況の妥当性を判断する指標として、売上高に対する売上総利益の割合、いわゆる差益率を重視していた。架空仕入のみを行ってれば、売上原価が増大し、差益率の悪化を招き、ひいては本件不正行為が露見するため、架空棚卸資産の計上という隠蔽工作を行っていた。

当社では、前述のとおり工事完成基準に基づき、リフォーム工事・太陽光発電設備工事においては、完成までに現場へ出荷した商品や下請工事代金などについて「仕掛勘定」として棚卸資産に計上するルールになっていた。

但し、月末日に現場を確認するには、時間も掛かるため「未完成工事分棚卸資産明細書」に出荷済み商品等の明細を記載して、証拠書類としてその納品書写しあるいは請求書写しを添付する社内ルールとなっていた。また、販売管理システムに棚卸を入力するための帳

票として手書きの棚卸原票を作成するが、当仕掛勘定は未完成工事分棚卸資産明細書の現場ごとにそれぞれ合計金額を一式として、棚卸原票に記載することになっている。当事者は、不正着服を始める以前より当該棚卸原票を作成する立場にあり、また会社が現地を確認しないこと、自分自身が当支店の社員からある程度信頼されていることを悪用し、関係書類の偽装を思いつき、架空棚卸資産計上による隠蔽工作に手を染めたものである。

この他に、架空棚卸資産の計上手口として「棚卸単価の過大計上（調査区分：棚卸２）」および「商品借りによる偽装棚卸計上（調査区分：棚卸３）」があった。

調査の結果、その初犯の時期は、平成２４年３月期第１四半期であると特定した。

架空棚卸資産計上の調査については下記の方法により行った。

イ 調査区分（棚卸１）（架空仕掛工事の棚卸計上）

当支店の棚卸資産の仕掛勘定の架空計上について、棚卸表および未完成工事分棚卸資産明細書を当事者に示し当事者の供述により、実在在庫あるいは架空在庫の識別を行った。調査期間については平成２３年３月期第４四半期から平成２８年３月期第１四半期までとした。

当事者が架空とした仕掛勘定について四半期ごとに集計し、架空在庫の金額を算出した。各々の架空在庫については、仕入検証および売上検証と連携を図り、架空仕入に基づくものか、また架空売上に紐づいているのかを検証した。

一方で、当事者が架空ではないとした仕掛勘定について、同じく仕入検証および売上検証と連携を図り、棚卸計上月に該当する仕入および棚卸削除月に該当する売上を確認することでその実在性を検証した。

仕入検証および売上検証との連携を図る際には、仕入については仕入入荷帳あるいはメーカー納品書、売上については入力伝票あるいは取引明細一覧で確認した。

その結果、該当の架空でないとした全９４明細中４明細については架空在庫、残りの９０明細については実在在庫と判断した。

当事者によれば、「実在売上で利益率の良い現場がある月には、架空仕入をしても架空売上または架空棚卸を計上しない。または架空棚卸金額を減少させたことも何回かあった。」と供述していたため、いわゆる架空仕入のしっ放しのケースについての検証作業を行った。

検証方法は、太陽光発電設備工事においては、実在する売上の現場について仕入先元帳より当該工事の工事原価を算出することで実際の差益金額、差益率を割り出し、同時期の差益検討表上の差益金額、差益率との差を検証した。リフォーム工事においては現状の差益検討表から架空仕入、架空売上、架空在庫を差し引いた金額で差益および差益率を再計算することで検証作業を行った。

検証の結果、太陽光発電設備工事においては合計で約２１百万円の架空仕入が実在売上の売上原価として混入されていたことが判明した。太陽光発電設備工事に関して、実在する売上高に対応する差益率に対して、架空仕入原価が混入されたことで当支店の平

均の差益率は大幅に減少していた。リフォーム工事においては、特に目立った差異は発見されなかった。

本検証により得られた実在売上に対する架空売上原価は随時検証過程で行っていた当支店の差益額検証（前述の3調査方針・調査範囲の最後に記述）のデータとして用いた。

その結果、当供述が得られる前の当支店の差益額の信憑性は疑問の余地があったが、その疑問が解消された。

ロ 調査区分（棚卸2）（棚卸単価の過大計上）

当事者は、自らの専門性と内部事務担当者の知識不足を利用し、倉庫に実在する商品についても、その単価を操作することにより、棚卸金額の水増しを行っていた。

このため、該当期間の当支店の棚卸表について、棚卸に計上されている商品の全品について、単価の妥当性を、仕入先発行の納品書・請求書等の関係証憑に基づいて検証を行った。

単価の検証にあたっては、不正着服事件発覚後の当支店7月末の实地棚卸時において、すべての商品の単価を見直した棚卸表を作成し、その棚卸表を基準として、平成23年3月期第4四半期まで遡り、過大となっている単価を抽出し、それらを正規単価に修正して、棚卸過大計上額を四半期ごとに算出した。

ハ 調査区分（棚卸3）（商品借りによる偽装棚卸計上）

前述イの架空仕掛工事による棚卸偽装だけでは、その金額の計上額が大きくなりすぎたため、それをカバーするため今回の不正な資金着服事件が発覚する直前に行った不正行為である。その手口は、期末の棚卸商品実査に際し、懇意にしている取引先から、商品を一時借用し、当支店商品倉庫に保管することで商品の実在を仮装し、また、前述ロの棚卸単価の過大計上も当該借受商品に対しても行っていた。なお、当該取引先に対して商品を借りる際に「展示会に展示するため」等の口実を用い、言葉巧みに相手を納得させていたと当事者は供述しており、当該取引先は共謀者ではない可能性が高いと推定した。

本件の検証にあたっては、最初に当支店の棚卸表を当事者に示し、借受商品であるかの識別を行った。この商品借りによる偽装棚卸計上商品については、当支店の仕入入荷帳を基に、当該商品の棚卸計上月と同月に仕入が計上されていないことを確認し、該当する金額を架空と判断した。

その後、当事者が借受けではないとした棚卸資産については、仕入検証結果と連携して最初に棚卸に計上されている月の仕入と照合して実在性の検証を行い、また、仕入入荷帳およびメーカー納品書等でもその事実を確認した。調査期間は棚卸1、棚卸2と同様である。

【調査結果】（棚卸 1、棚卸 2 および棚卸 3）

調査の結果、平成 24 年 3 月期第 1 四半期より不正発覚までの、架空棚卸資産計上額の各四半期末残高は以下のとおりである。

（単位:百万円）

			架空 棚卸資産
76期	平成22年3月期	年度	—
77期	平成23年3月期	年度	—
78期	平成24年3月期	第1四半期	0
		第2四半期	1
		第3四半期	2
		年度	7
79期	平成25年3月期	第1四半期	9
		第2四半期	7
		第3四半期	14
		年度	20
80期	平成26年3月期	第1四半期	36
		第2四半期	32
		第3四半期	44
		年度	50
81期	平成27年3月期	第1四半期	68
		第2四半期	82
		第3四半期	92
		年度	95
82期	平成28年3月期	第1四半期	103
		平成27年7月	104

（3） 架空売上の計上

当支店における架空売上の調査は以下の方法により行った。

イ 調査区分（売上 1）（対象：特定売上先）

特定売上先について売上の入力伝票および販売管理システムより出力された売上の取引明細一覧により、当事者より事情聴取等を複数回実施し、実在取引と架空取引の識別を行った。

その調査結果を基に、仕入検証ないし棚卸検証および後述の売上 3 の検証との整合性を図り、また、回収方法が現金集金か振込回収なのかも判断根拠とした。

その結果を基に、特定売上先業者 11 社中 7 社に対して、実在売上と識別した取引の照合依頼を行う調査資料を作成した。また、F 設備および G 設備の 2 社については実在売上取引の明細のほか、架空売上取引の明細をあわせて作成し照合依頼を行う資料を作成した。当該 2 社に対して架空売上取引明細を作成した理由は、前述の「II 調査の内容と調査結果 1 本事案のサマリー」に記載のとおり、両社とも当社との取引として架空仕入と架空売上を同額処理することを当事者に協力した先であり、架空取引の存在を承知していたことから照合依頼を行い、先方の認識を確認することにした。

E 設備は、仕入取引と同様に実在しない全くの架空業者のため、全て架空取引と断定

し、照合依頼資料は作成をしなかった。

また、A商店に関しては、灯油やLPガス等以外の機器商品や工事等の売上取引がなかったため、売上取引は全て実在取引と断定した。

本照合依頼資料を、特定仕入先調査と同様に、平成27年8月12日に、監査部長および当支店長2名同行により特定売上先に直接訪問説明し、実在売上取引の明細の確認書に対する回答を平成27年8月18日までに、当委員会宛に直接郵送にて返却願いたい旨依頼し照合回答の承諾を得た。

返信された回答書の状況については、一部に相違があったが、その原因は当社で作成した照合依頼資料の作成時の記載漏れや取引先の勘違いと判明したため、最終的に社内調査結果と一致した。

次に、特定売上先個人20名については、あらかじめ当支店長に問合せして、住所、電話番号等を基礎に住宅地図および現地調査により、個人が実在する人物であるか否かを確認した。その結果、20名中11名については実在していなかったため、その取引は全て架空売上とし、実在する残り9名を調査対象とした。

調査対象の個人9名の取引明細一覧より、機器販売ならびにリフォーム工事、太陽光発電設備工事等の取引内容を把握し、仕入検証および棚卸検証と連携して、個々の売上と売上原価の紐付けを行い、当社仕入先への発注書、仕入先からの請求書の検証も再度行った。また、工事請負契約書等と照合、工事管理台帳の信憑性確認、回収方法（現金集金か振込か）および当支店による現地確認および関係者ヒアリング等の結果を総合的に判断して取引の実在性を検証した。

調査検証結果により、四半期ごとの架空売上合計金額を算出した。

【調査結果】

調査の結果、平成23年3月期第2四半期より、不正発覚までの、架空売上の累計額は、127百万円であり、各四半期別の金額は以下のとおりである。

(単位:百万円)

			架空の売上計上額(税抜)	
			期別金額	年度別累計額
76期	平成22年3月期	年度	—	—
77期	平成23年3月期	年度	1	1
78期	平成24年3月期	第1四半期	1	1
		第2四半期	2	3
		第3四半期	6	10
		年度	4	14
79期	平成25年3月期	第1四半期	3	3
		第2四半期	5	9
		第3四半期	6	15
		年度	12	27
80期	平成26年3月期	第1四半期	9	9
		第2四半期	15	24
		第3四半期	10	34
		年度	10	45
81期	平成27年3月期	第1四半期	5	5
		第2四半期	10	16
		第3四半期	5	21
		年度	10	31
82期	平成28年3月期	第1四半期	5	5
		平成27年7月	—	5
合計			127	127

また上記架空の売上に伴う各四半期末の売掛金残高は以下のとおりである。

(単位:百万円)

			架空売上に関する売掛金残高(税込)
76期	平成22年3月期	年度	—
77期	平成23年3月期	年度	0
78期	平成24年3月期	第1四半期	0
		第2四半期	1
		第3四半期	3
		年度	3
79期	平成25年3月期	第1四半期	1
		第2四半期	4
		第3四半期	4
		年度	9
80期	平成26年3月期	第1四半期	6
		第2四半期	11
		第3四半期	7
		年度	7
81期	平成27年3月期	第1四半期	2
		第2四半期	7
		第3四半期	4
		年度	6
82期	平成28年3月期	第1四半期	2
		平成27年7月	2

ロ 調査区分(売上2)(対象:売上1以外の当事者担当分)

特定売上先以外で、当事者が実在売上であると供述した売上取引について、架空売上

の在否について検証するため、当事者が担当していた取引先で、かつ1回の取引が20万円以上で売上取引が年間複数回発生している得意先について調査検証した。

当社販売管理システムの取引明細一覧より抽出の結果、本対象先はなかったため、全て実在取引と判断した。

【調査結果】

調査の結果、本区分による売上取引については、上記条件に該当する取引は存在せず、すべて実在取引であったと確認した。

ハ 調査区分（売上3）（対象：売上1および売上2の補完調査）

当調査は、売上1および売上2の信憑性を確保するための補完調査として行う事とした。

当事者担当分で、売上入力伝票に、原価明細書（請求書等）が添付されていたため仕入検証によって得られた結果との整合性を図る調査である。売上検証で取引が実在あるいは架空に対応する入力伝票が添付された原価明細書が、仕入検証でその取引が実在あるいは架空かの照合を行い、仕入・売上検証の不整合を調査した。不整合が出た場合は、仕入1および売上1の再検証を行った。

【調査結果】

調査の結果、不整合が37件抽出されたが、仕入1および売上1のそれぞれの検証過程に立ち戻り再検証を行って、整合性を図った。

ニ 調査区分（売上4）（対象：当支店における当事者以外の売上3と同様調査）

当支店において、当事者以外の営業担当者に関する売上原価の仕入検証との整合性および当事者以外の不正関与への有無の検証を行った。

売上3と同様に当事者以外を入力伝票に原価明細書が添付されているもので、仕入検証により特定仕入先となった7社の伝票が添付されている取引について調査検証を行った。

本調査では、売上取引は全て実在取引であり、架空仕入となった原価明細書が添付されたものが1件あったが、当社販売管理システムへ入力伝票を基に入力する内部事務担当者の添付違いであることが、内部事務担当者および当売上取引の営業担当者の聞き取り調査で判明した。その結果、全て実取引と判断した。

【調査結果】

調査の結果、本区分の対象取引26件は全て実在取引と確定し、当事者以外で不正に関与した社員はいないと判断した。

(4) その他（前受金等）

当社では2百万円以上の工事を請け負う場合、原則として契約時または着工時に請負金額の三分の一程度を前受金として受領することを原則としている。このことにより当事者による未計上の前受金着服の有無を確認し、会計処理の適正性を検証した。

当社の販売管理システムより当事者が担当した2百万円以上の取引を抽出したところ36件が該当した。抽出期間は平成23年3月期第4四半期から平成28年3月期第1四半期とした。

該当の36件中、振入入金先を除いた現金入金先10件について前受金の有無を請負契約書の契約内容により確認したところ3件が該当した。

3件中1件は前受金がお客様より当社に対し振込（前述の販売管理システムでは「現金」と表記されるため会計システムで確認した。）であったため流用はないと判断した。残りの2件について当事者に聴取した結果、2件とも前受金の流用を認めた。しかし、工事完了後請負金額全額が入金されていた事実が確認されたため流用は一時的であり、調査時点において下記の前受金を除き未計上の前受金は無いと判断した。

本事件発覚直前に前受金を着服したとの当事者の供述により事実関係を確認したところ、上田市内在住のM氏よりリフォーム工事に係る前受金合計630万円を都合4回に分けて受領していた事実が判明した。

M氏本人からも実際に支払ったとの証言および当事者起票の当社真正領収証の提示を得ており、未計上の前受金630万円の着服は事実であると確認した。

また、上記前受金以外に、本事案発覚寸前に着服したN現場工事分の平成27年6月分売掛金約70万円についても、着服の事実が当事者の供述および先方に対し発行されている領収証の確認により、判明している。

【調査結果】

調査の結果、前受金の着服金残高は、平成27年3月期期末において300万円、平成28年3月期第1四半期末において630万円である。

また、実在売上に対する売掛金回収代金の着服（未入金分）約70万円である。

(単位:百万円)

			前受金等の 横領額
76期	平成22年3月期	年度	—
77期	平成23年3月期	年度	—
78期	平成24年3月期	第1四半期	—
		第2四半期	—
		第3四半期	—
		年度	—
79期	平成25年3月期	第1四半期	—
		第2四半期	—
		第3四半期	—
		年度	—
80期	平成26年3月期	第1四半期	—
		第2四半期	—
		第3四半期	—
		年度	—
81期	平成27年3月期	第1四半期	—
		第2四半期	—
		第3四半期	—
		年度	3
82期	平成28年3月期	第1四半期	7
		平成27年7月	7

(5) 着服額と着服金の使途

当委員会は、架空仕入・経費計上を利用した着服金総額と架空売上に関する回収代金として着服金から充当された資金との差額、および発覚寸前に着服した前受金等着服額の合計額を実質損害額と認定した。

各期別の着服額および着服累計額の推移は以下のとおりである。

(単位:百万円)

			着服額 (各期別) (A-B+C)	着服 累計額
76期	平成22年3月期	年度	0	0
77期	平成23年3月期	年度	0	0
78期	平成24年3月期	第1四半期	0	1
		第2四半期	0	2
		第3四半期	5	7
		年度	6	13
79期	平成25年3月期	第1四半期	3	17
		第2四半期	1	18
		第3四半期	7	26
		年度	12	39
80期	平成26年3月期	第1四半期	13	53
		第2四半期	5	58
		第3四半期	11	70
		年度	15	85
81期	平成27年3月期	第1四半期	17	102
		第2四半期	23	125
		第3四半期	11	137
		年度	16	154
82期	平成28年3月期	第1四半期	12	167
		平成27年7月	1	169
合計			169	169

以下は (A)架空仕入・経費計上を利用した着服額、(B)架空売上に関する回収代金として着服金から充当された資金、(C)前受金等の着服額の各期別の金額推移である。

(単位:百万円)

			架空仕入 計上額	架空経費 計上額	左記 消費税	左記計上額に 関する買掛金残高 の増減額	架空仕入・経費 計上による着服 額(A)
76期	平成22年3月期	年度	0	—	0	—	0
77期	平成23年3月期	年度	2	—	0	0	1
78期	平成24年3月期	第1四半期	1	—	0	0	1
		第2四半期	2	—	0	0	1
		第3四半期	10	—	0	0	9
		年度	10	—	0	1	12
79期	平成25年3月期	第1四半期	8	—	0	0	9
		第2四半期	4	—	0	0	5
		第3四半期	13	—	0	0	14
		年度	20	—	1	0	20
80期	平成26年3月期	第1四半期	24	—	1	0	26
		第2四半期	15	—	0	0	15
		第3四半期	24	—	1	0	26
		年度	24	—	1	0	25
81期	平成27年3月期	第1四半期	27	0	2	0	28
		第2四半期	27	0	2	0	29
		第3四半期	19	0	1	0	21
		年度	20	0	1	0	22
82期	平成28年3月期	第1四半期	17	0	1	0	19
		平成27年7月	0	0	0	1	1
合計			275	1	17	—	294

(単位:百万円)

			架空売上 計上額	左記 消費税	売掛金残高 増減	着服額からの充 当額(B)	前受金等の 着服額(C)
76期	平成22年3月期	年度	—	—	—	—	—
77期	平成23年3月期	年度	1	0	0	1	—
78期	平成24年3月期	第1四半期	1	0	0	1	—
		第2四半期	2	0	△1	1	—
		第3四半期	6	0	△2	4	—
		年度	4	0	0	5	—
79期	平成25年3月期	第1四半期	3	0	1	5	—
		第2四半期	5	0	△2	3	—
		第3四半期	6	0	0	6	—
		年度	12	0	△4	7	—
80期	平成26年3月期	第1四半期	9	0	3	12	—
		第2四半期	15	0	△5	10	—
		第3四半期	10	0	4	15	—
		年度	10	0	0	10	—
81期	平成27年3月期	第1四半期	5	0	5	11	—
		第2四半期	10	0	△5	5	—
		第3四半期	5	0	3	9	—
		年度	10	0	△2	8	3
82期	平成28年3月期	第1四半期	5	0	3	10	4
		平成27年7月	—	—	—	—	—
合計			127	7	△2	131	7

【着服金の使途について】

当事者の供述によれば、ネット銀行を經由してネット競馬に着服金のほとんどを注ぎ込んだことから、取引の内容が抽出できる過去2年間のデータをとったところ、この2年間でネット競馬への投資から約135百万円の損失があり、着服金のほとんどが競馬の掛金として費消されていたと断定した。

(6) 電子データの調査

本調査においては、当事者の利用していた以下の電子データ（PCデータ）のデータ収集および復元を行った。

対象とした機器

当事者使用の会社保有のPC：当事者が会社業務に使用していたPC（ノートパソコン）を対象とした。

使用期間

PC：平成12年7月～平成27年7月

電子メールシステムについて

社内メールはサイボウズを利用しているが、これまでのヒアリングおよび関連資料の調査結果から、共謀者の存在可能性は低いと考えられる事から社内メールは調査対象外とした。一方社外に対するメールはOutlookを利用しており、今回の調査対象としている。なお社外に対するメールについては、削除されたメールに関しても復元を行っており、さらに外部に共謀者が存在するリスクも低いと考えられる事からメールサーバに関しては調査対象外としている。

作業内容および調査の結果は以下のとおりである。

イ 作業内容

収集したPCに対して以下の作業を実施した。

作業対象	既存データの有無	データ復元の可否	作業内容	作業結果
電子ドキュメント (テキスト, PDF, Microsoft Office ファイル形式※1)	あり	可	1. データ復元 2. 圧縮ファイル解凍 3. ファイル拡張子によるデータ抽出	処理結果 下記表 参照
電子メール (Outlook Express DBX メールアーカイブ形式)	あり	可	1. メールデータ復元 2. メールデータ抽出 3. 復元後文字化けしたメールのキーワード検索 4. 文字化けしたヒットアイテムのQC 5. 文字符号化方式の修正によるヒットアイテムの文字化け解消	処理結果 下記表 参照

ロ 処理結果

PCの復元の結果、抽出できたデータ件数は以下のとおりである。なお、削除されたデータの領域の上に他のデータが上書きされた場合、当該データは復元ができない場合がある。

対象機器	分類	抽出件数	
会社PC	電子ドキュメント (テキスト, PDF, Microsoft Office ファイル形式※1)	既存	8,483
		復元	55
	電子メール (Outlook Express DBX メールアーカイブ形式)	既存	1,568
		復元	287
	電子ドキュメント計		8,538
	電子メール計		1,855

※1 抽出対象としたファイル拡張子は、mar, env, csv, doc, docx, dot, dotm, dotx, mdb, mso, pdf, pop, potx, ppt, pptx, rtf, txt, xla, xlam, xls, xlsx, xlt, xltx である。なお、OS等をインストールした際に作成されたファイルは除外している。

ハ 電子ドキュメントの調査結果

前述 ロ) 処理結果に記載の復元・抽出データを調査対象とした。また、本件に関連する情報が含まれている可能性が高いExcelファイルとWordファイルおよびCSVファイルに限定し、それ以外のファイルに関してはレビュー対象外としている。その結果、調査対象とした電子ドキュメント8,538件のうちレビュー対象に該当したデータは合計4,599件であった。当該電子ドキュメントの内容を当委員会のサポートメンバーにより確認した結果、当該事案に関連した不正を隠蔽するために改竄された資料などは検出されたが、これまでに認識されていないその他の不正行為等の存在が疑われるような事項は検出されなかった。

ニ 電子メールの調査結果

前述 ロ) 処理結果に記載の復元・抽出データを調査対象とした。データの分析に際しては、レビュー対象とする電子メールは、本件事案に関連すると想定される40個のキーワードを設定して、これらキーワード検索により抽出された電子メールに限定した。

調査対象とした電子メール1,855件のうち上記キーワードにて検索に該当したメールは合計695件であった。当該電子メールの内容を当委員会のサポートメンバーにより確認した。なお、復元データ以外については直接PCを閲覧する事により、全メールのチェックを当委員会の他のサポートメンバーが行っている。その結果、当該事案に関連するメールおよびこれまでに認識されていないその他の不正行為等の存在が疑われるような事項は検出されなかった。

5 内部統制上の問題点

今回の不正取引の原因でもある買掛金諸口支払処理の支払管理、棚卸資産管理、販売管理の3項目は内部統制上の整備は概ねなされていたが、その運用に一部不備があったものと思料する。

各種社内規程類、運用細則等文書は存在していたが、内容の記載に不十分な部分があり関係者への周知徹底に欠けていたものであるが、慣習上の判断等や補完的コントロールにより、当支店以外では、本来は単発取引に限定されていた買掛金諸口支払の反復運用、多額の支店金庫からの現金支出、未完成工事分棚卸資産明細書に添付される根拠証憑の偽造等は未然に防止されており、重要な不備とはならなかったものである。

III 類似取引調査

1 調査方針

(1) 本事案の整理

本事案の特徴は、以下のように整理される。

本事案の手口の最大の特徴は、工事関連の下請け業者への支払いと称した架空の仕入取引を創出し、その支払のため現金を払い出す「買掛金諸口支払」（当社の電算システム上に特定の仕入先コードを設けず、単発のスポット取引を処理する場合に用いられる支払い方法）を悪用した現金着服という点にある。

着服金の出所は、架空の下請け工事等の請求書を偽造しそれを提出することで当支店の小口現金からの直接の払い出しを受ける方法か、または実在売上に係る売掛金を集金により回収し、請求書を偽造の上、あたかも別案件の仕入代金に充当したかのように装って回収金を着服した方法があったが、いずれの方法においても、当支店における処理は、買掛金諸口支払扱いとしていた。

もう一つの特徴としては、架空仕入取引に用いられたのは、LPガス、石油類など本社管理で発注および仕入業務を行っている商品以外の支店の営業担当者として関わることのできるリフォーム事業および太陽光発電設備販売事業であったという点であり、本事案に関わる架空仕入はすべてリフォーム事業および太陽光発電設備販売事業に関わる商品および工事等の名目が使用されていた。

また上記に付随する特徴として、架空仕入が実行されると売上原価が増加して、当社の重要な業績指標である「差益率」（売上高に対する売上総利益の割合）が悪化して、架空仕入が露見するリスクが高まるため、本事案では、現金着服の発覚を回避するために架空の棚卸資産を計上することで売上原価に計上される架空仕入額を減少させ、あるいは架空の売上取引を作り出して売上高を過大に計上すると共に、あわせて架空仕入に対応する架空棚卸資産を売上原価に振り替えるなどの不適切な会計処理があわせて実行されたという点である。

(2) 類似取引調査の方針

本事案においては、現金着服の方法として、「買掛金諸口支払処理」が利用されているが、当該支払処理は当社の他支店および連結子会社においても悪用されている可能性は否定できない。したがって、「買掛金諸口支払処理」が悪用されていないかを類似取引調査の第一義的な調査項目とする。

また、取引の内容としては、リフォーム事業および太陽光発電設備販売事業に関わる架空の下請け工事等であり、これら工事取引を行っている事業所を類似取引の調査対象とする。

さらに本事案と類似の不正は、資金の着服の隠蔽、という点において何らかの不適切な会計処理が継続反復的に行われていることが想定される。したがって、少なくとも1年間の取引記録を検証することによって、その兆候は網羅的に把握できると想定されることから、本事案の類似取引調査の対象としては、平成26年4月以降平成27年7月までの16カ月間をその調査対象期間とする。

なお、本事案の本質的な特徴ではないが、架空仕入先に当事者の実家を利用することによって、現金着服を容易に実行することができる環境を作り出していた。したがって、類似取引調査において、対象事業所の社員と親族関係にある仕入先を把握し、取引内容を検証することとする。

2 調査範囲

当社には本事案の当支店以外に16事業所（支店を含む）があり、そのほかに17ヶ所の給油所がある。この内、本事案の要因等を考慮し、リフォーム事業および太陽光発電設備販売事業に関わる取引を行っていない2事業所および給油所については調査対象から除外し、14支店を対象に調査を実施した。

また、当社には連結子会社9社があり、各社の事業内容は以下のとおりである。

三鱗運送株式会社	石油類輸送、LPガス輸送、LPガス宅配業務
ウロコ興業株式会社	管工事業
富山サンリン株式会社	LPガス石油類の販売事業、住宅設備機器販売等
サンエネック株式会社	不動産業
上伊那ガス燃料株式会社	LPガス充填業務
サンリン松本エネルギー株式会社	ガソリンスタンドによる石油類販売
田中製氷冷凍株式会社	製氷業、冷凍倉庫業
株式会社一実屋	青果卸業
サンネックスパワー駒ヶ根株式会社	太陽光発電事業

この内、リフォーム事業および太陽光発電設備販売事業に関わる取引を行っているウロコ興業株式会社（以下、「ウロコ興業」という。）、富山サンリン株式会社（以下、「富山サンリン」という。）、サンエネック株式会社（以下、「サンエネック」という。）を対象に調査を実施した。

ウロコ興業

同社は建設業として設備工事業を専業としており、工事完成基準に基づき、仕掛工事を棚卸分として計上しているため、同様のリスクを内包している。

富山サンリン

同社は、富山県において、当社と同一の事業を行っており、リフォーム事業、太陽光発電設備販売事業において、同様のリスクを内包している。

サンエネック

同社は、長野県内において、主に不動産事業を行っており、土地の開発分譲を行っている。同社も完成基準に基づき、宅地の分譲販売を行っているため、造成工事等の仕掛工事が発生することとなり、同様のリスクを内包している。

3 調査方法

(1) 「買掛金諸口支払」に関する妥当性調査

上記の対象支店および子会社において、平成26年4月1日から平成27年7月31日までに「買掛金諸口支払」として仕入先に支払われた現金支払の内、架空仕入による着服金額として発生リスクの可能性が高い1回あたり20万円以上の全ての支払について当社販売管理システムにより買掛金支払一覧表を出力し、対象支店の支店長および子会社社長が、各支払に該当する請求書および納品書に記載された仕入先の実在性についてホームページ、グーグルマップ、電話帳等により確認するとともに、請求書、納品書に記載された各品目明細の内容について実在性を確認した。また、支払（仕入）金額の妥当性については、仕入に対応する売上先はあるか、その売上金額と比較して仕入金額は妥当か、仕入から経費への振替についてはその明細に実在性はあるか、振替金額は工事代等の費用として妥当か調査を実施するとともに、本社営業部門担当者、経理部担当者が調査結果を再検証した。また、補完的な調査として、買掛金諸口支払以外の現金支払先についても対象支店および子会社において同様の条件で調査を実施した。

また、平成26年4月1日から平成27年7月31日までの当社社員と親族関係にある仕入先5社からの仕入について当社販売管理システムにより仕入先取引明細を出力して全ての取引を抽出し、仕入実績がある支店の支店長および本社総務部長が仕入の実在性、仕入金額の妥当性について調査した。

(2) 未完成工事分棚卸資産計上の実在性、妥当性調査

上記の対象支店および子会社において、平成26年4月から平成27年7月までの四半期毎に計上された未完成工事分の棚卸資産について、その実在性、妥当性を調査した。調査方法は、未完成工事分棚卸資産に対応する仕入および売上の実在性、妥当性を確認し、判断することとした。

対象支店の責任者が、未完成工事分棚卸資産に対応する仕入先について、請求書および納品書に記載された仕入先の実在性をホームページ、グーグルマップ、電話帳等

により確認するとともに、対応する仕入金額が当社販売管理システムに正しく入力され、同システムから出力した仕入入荷帳に反映されているかを確認し、その金額が棚卸資産に正しく反映されているかを検証した。また対応する売上について同販売管理システムの売上先取引明細を確認し、計上された棚卸資産の内容が該当する売上先に対して確かに売上計上がなされているか調査し、その売上に対して実行予算が組まれている現場の場合は工事管理台帳を確認して予算どおりに売上計上されているか、組まれていない場合は仕入に対する売上金額が妥当であるかを検証することで未完成工事分棚卸資産の妥当性を調査するとともに、本社担当部門の部長が調査結果を再検証した。

また、調査にあたっては、客観性を確保する観点から隣接する他支店の支店長が調査を実施するとともに、平成27年7月に計上された未完成工事分の各棚卸資産については現場まで出向いて納品書、請求書に基づく棚卸資産の実在性の調査を実施した。

なお、子会社のウロコ興業については、設備工事業専業であり、工事原価管理システムを導入しているため、未完成工事分については管理システムから「未成工事一覧表」を出力し、「工事注文書」、「工事注文請書」、「工事原価管理表」、「受注工事管理表」、「建設工事見積書」等により、未完成工事分の棚卸資産の実在性、金額の妥当性についてウロコ興業社長が調査し、当社監査役が再検証した。

4 調査結果

(1) 調査結果の概要

イ 仕入先に対する買掛金支払の妥当性調査

類似取引における架空仕入の発生リスクがあると判断した当社の各支店および子会社について調査を実施した結果、架空の仕入先はなく、支払（仕入）内容についても実在性、金額の妥当性が確認された。

また、自支店社員と親族関係にある仕入先5社からの仕入についても仕入の実在性、金額の妥当性が確認された。

ロ 未完成工事分棚卸資産計上の実在性、妥当性調査

類似取引における架空棚卸資産計上の発生リスクがあると判断した当社の各支店および子会社について調査を実施した結果、架空の棚卸資産の計上はなく、計上金額についても妥当性が確認された。

(2) 総括

以上の調査の結果、本事案と類似する不正取引および架空棚卸資産の計上は確認されなかった。

IV 過年度決算への影響

1 過年度決算訂正の方針

前述「Ⅱ 4 調査の内容と調査結果」に記載のとおり、不適切な会計処理が行われていたのは、平成22年3月期第2四半期以降であるが、平成23年3月期までの期間は着服金額が僅少であるため、訂正が必要な過年度決算は、平成24年3月期第1四半期から平成27年3月期までと判断した。決算訂正を行うにあたり、訂正に足る根拠と訂正数字の確認し、各決算期において訂正を行った。なお、上記の平成23年3月期までの着服金は、金額が僅少ではあるものの、平成24年3月期第1四半期に訂正処理を行った。

2 過年度決算訂正の内容および影響額

前述の本事案の不法行為に関連し、過年度決算訂正による純資産への負の影響額は129百万円となった。

(1) 決算訂正の主な内容

決算訂正の主な内容は、次のとおりである。

イ 不正な資金着服のための架空仕入（商品売上原価、当期商品仕入高）および架空経費（販売費および一般管理費）を取り消すと共に、不正な着服金額については、不正実行者へ請求を行うべく長期未収入金（投資その他の資産「その他」）を計上した。

ロ 上記イの不正な資金着服を隠蔽するために偽装された架空売上（商品売上高）を取り消した。あわせて架空売上に関する売掛金の回収額は、不正な着服金額から充当されたものであるため、長期未収入金を減額した。

ハ 上記イの不正な資金着服を隠蔽するために偽装された架空棚卸資産（商品および製品）を取り消した。

ニ 上記イの架空仕入およびロの架空売上に関する各期末の債権債務残高の取り消しを行った。

ホ 不正実行者への請求予定額である長期未収入金については、回収可能性を踏まえてその全額について貸倒引当金の計上を行った。

ヘ 上記訂正を踏まえた消費税・法人税等の訂正およびその他必要な訂正を行った。

(2) 主要な財務諸表項目への影響額

本事案の不正行為に関連し、過年決算訂正による主要な財務諸表項目への影響額は以下のとおりである。

(単位: 百万円)

	平成24年3月期 通期	平成25年3月期 通期	平成26年3月期 通期	平成27年3月期 通期
売上高	△ 14	△ 27	△ 45	△ 31
売上原価	△ 16	△ 32	△ 55	△ 44
売上総利益	1	5	10	12
営業利益	1	21	△ 1	17
経常利益	△ 11	△ 4	△ 46	△ 51
当期純利益	△ 12	△ 12	△ 46	△ 57
総資産	△ 11	△ 20	△ 58	△ 102
負債	0	4	12	26
純資産	△ 12	△ 24	△ 71	△ 129

(3) 連結財務諸表の主要項目への影響額

連結財務諸表の主要項目への影響額は以下のとおりである。

(単位: 百万円)

連結会計年度			連結損益計算書					
			売上高	売上原価	売上総利益	営業利益	経常利益	当期純利益
第78期	平成24年3月期 通期	訂正前	30,574	24,029	6,544	991	1,133	543
		増減	△ 14	△ 16	1	1	△ 11	△ 12
		訂正後	30,559	24,012	6,546	993	1,122	531
		変動率	△0.05%	△0.07%	0.02%	0.15%	△1.00%	△2.22%
第79期	平成25年3月期 通期	訂正前	33,902	27,059	6,843	862	1,076	584
		増減	△ 27	△ 32	5	21	△ 4	△ 12
		訂正後	33,875	27,027	6,848	884	1,072	571
		変動率	△0.08%	△0.12%	0.07%	2.55%	△0.39%	△2.21%
第80期	平成26年3月期 通期	訂正前	36,537	29,586	6,951	1,015	1,232	663
		増減	△ 45	△ 55	10	△ 1	△ 46	△ 46
		訂正後	36,492	29,530	6,961	1,014	1,185	616
		変動率	△0.12%	△0.19%	0.14%	△0.13%	△3.81%	△7.06%
第81期	平成27年3月期 通期	訂正前	32,121	25,222	6,899	934	1,134	596
		増減	△ 31	△ 44	12	17	△ 51	△ 57
		訂正後	32,090	25,177	6,912	952	1,083	539
		変動率	△0.10%	△0.18%	0.19%	1.90%	△4.54%	△9.66%

(単位: 百万円)

連結会計年度			連結貸借対照表						
			資産				負債	純資産	
			商品及び 製品	投資等 「その他」	貸倒引当金 (固定)	資産合計		純資産	うち、 利益剰余金
第78期	平成24年3月期 通期	訂正前	1,404	174	△ 48	21,959	8,022	13,937	11,086
		増減	△ 7	13	△ 13	△ 11	-	△ 12	△ 12
		訂正後	1,396	187	△ 62	21,948	8,023	13,925	11,074
		変動率	△0.57%	7.69%	27.51%	△0.05%	0.01%	△0.09%	△0.11%
第79期	平成25年3月期 通期	訂正前	1,371	206	△ 81	22,577	8,249	14,328	11,450
		増減	△ 20	39	△ 39	△ 20	4	△ 24	△ 24
		訂正後	1,351	246	△ 120	22,556	8,253	14,303	11,425
		変動率	△1.48%	19.15%	48.74%	△0.09%	0.05%	△0.17%	△0.22%
第80期	平成26年3月期 通期	訂正前	1,615	207	△ 78	23,947	8,968	14,978	11,892
		増減	△ 50	85	△ 85	△ 58	12	△ 71	△ 71
		訂正後	1,564	292	△ 164	23,888	8,981	14,906	11,820
		変動率	△3.15%	41.14%	108.21%	△0.25%	0.14%	△0.48%	△0.60%
第81期	平成27年3月期 通期	訂正前	1,431	170	△ 38	23,492	8,134	15,358	12,206
		増減	△ 95	154	△ 154	△ 102	26	△ 129	△ 129
		訂正後	1,335	325	△ 193	23,389	8,160	15,228	12,076
		変動率	△6.70%	90.67%	399.21%	△0.44%	0.33%	△0.84%	△1.06%

(4) 財務諸表の主要項目への影響額

財務諸表の主要項目への影響額は以下のとおりである。

(単位:百万円)

事業年度		損益計算書						
		売上高	売上原価	売上総利益	営業利益	経常利益	当期純利益	
第78期	平成24年3月期 通期	訂正前	27,893	22,018	5,875	815	1,106	581
		増減	△ 14	△ 16	1	1	△ 11	△ 12
		訂正後	27,878	22,001	5,877	816	1,095	569
		変動率	△0.05%	△0.07%	0.03%	0.19%	△1.02%	△2.07%
第79期	平成25年3月期 通期	訂正前	29,019	23,307	5,712	693	958	521
		増減	△ 27	△ 32	5	7	△ 18	△ 21
		訂正後	28,991	23,274	5,717	700	940	499
		変動率	△0.09%	△0.14%	0.09%	1.10%	△1.94%	△4.18%
第80期	平成26年3月期 通期	訂正前	31,906	26,153	5,752	733	1,039	566
		増減	△ 45	△ 55	10	13	△ 32	△ 37
		訂正後	31,860	26,097	5,762	746	1,007	528
		変動率	△0.14%	△0.21%	0.17%	1.79%	△3.13%	△6.70%
第81期	平成27年3月期 通期	訂正前	27,682	21,883	5,799	722	1,027	513
		増減	△ 31	△ 44	12	17	△ 51	△ 57
		訂正後	27,651	21,838	5,812	739	975	456
		変動率	△0.11%	△0.20%	0.22%	2.47%	△5.02%	△11.21%

(単位:百万円)

事業年度		貸借対照表							
		資産				負債	純資産		
		商品及び 製品	投資等 「その他」	貸倒引当金 (固定)	資産合計		純資産	うち、 利益剰余金	
第78期	平成24年3月期 通期	訂正前	1,275	75	△ 48	19,432	6,609	12,822	9,959
		増減	△ 7	13	△ 13	△ 11	-	△ 12	△ 12
		訂正後	1,267	88	△ 61	19,421	6,610	12,810	9,947
		変動率	△0.62%	17.76%	27.87%	△0.06%	0.01%	△0.09%	△0.12%
第79期	平成25年3月期 通期	訂正前	1,194	77	△ 45	19,507	6,357	13,149	10,260
		増減	△ 20	39	△ 39	△ 29	4	△ 33	△ 33
		訂正後	1,174	116	△ 85	19,477	6,362	13,115	10,226
		変動率	△1.70%	51.37%	86.63%	△0.15%	0.07%	△0.26%	△0.33%
第80期	平成26年3月期 通期	訂正前	1,413	87	△ 43	21,038	7,414	13,623	10,605
		増減	△ 50	85	△ 85	△ 58	12	△ 71	△ 71
		訂正後	1,362	172	△ 128	20,979	7,427	13,551	10,534
		変動率	△3.60%	97.62%	197.09%	△0.28%	0.17%	△0.53%	△0.68%
第81期	平成27年3月期 通期	訂正前	1,150	98	△ 38	20,345	6,428	13,917	10,836
		増減	△ 95	154	△ 154	△ 102	26	△ 129	△ 129
		訂正後	1,054	252	△ 192	20,242	6,454	13,787	10,706
		変動率	△8.34%	157.24%	404.62%	△0.50%	0.42%	△0.93%	△1.19%

V 原因・背景

1 不正行為の動機

大学生の頃より手を染めた競馬に対し、ギャンブル依存症というレベルまでのめり込んだことにより、当社入社前から友人、親族等からの借金体質があり一時は個人再生手続きにより清算したものの、競馬への欲求を抑えきれず、自身の給与だけでは足りないこととなり、実家A商店名義の架空請求書による会社資金の着服の発想に至ったものである。

その後、社内チェック体制の不備を突く形で、実在取引先および架空取引先名義を使つての、架空請求による会社からの現金横領が拡大したものである。

2 本事案の原因・背景

当事者は、所属する当支店において、支店長に次ぐナンバー2の地位にあり、架空売上で自己の業績を仮装していたと言えども、当時は優秀な営業マンとしての評価も高く、支店内での人望もあり信頼も得ていたことから、当事者の行動に不信を挟む余地の存在は認められなかった。

このような状況を利用し、本来は認められていない反復取引での「買掛金諸口支払」手続を悪用して架空仕入による現金着服の発想に至ったものである。

また、金額的にも、社内慣習からは逸脱した行為であったが、全社員に周知されるレベルでの規程等の明文化が不十分であり、内務担当者も明確に、現金払出しを拒否できる状況ではなかった。

ならびに、上席者（支店長）による承認手続きも形骸化しており、人物優先による判断が先行することとなり、仕入、売上、棚卸等に関する実在性・網羅性の確認にまで至らなかったものである。

以上を要約すると以下のとおりである。

(1) 社内ルールに関する原因について

- イ 社内ルールに関する整備不足
- ロ 社内ルールの周知および徹底不足
- ハ 社内ルール遵守状況のチェック体制不十分

関連する社内ルールは以下のとおりである。

- ① 買掛金支払ルール
- ② 請求書の直接郵送ルール
- ③ 新規口座開設ルール（売上先・仕入先の実在性の確認等のため）
- ④ 自店内親族取引ルール（公私混同を防ぐ取引牽制のため）
- ⑤ 未完成工事分棚卸資産明細書の添付書類に関するルール

(2) 組織内における業務統制、牽制機能に関する原因について

- イ モニタリング体制の機能不全

- ① 支店内のルール違反や想定外の事態へのモニタリングの不足

- ② 経営データ等のモニタリングによる異常性の検知能力の不足
- ロ 支店内における業務牽制の機能不全
 - ① 支店長等管理職の業務管理不十分（管理精度と異常感知力の欠如）
 - ② 特定の人物への業務、権限等の集中を放任

(3) 教育訓練に関する原因について

- イ コンプライアンス教育の欠如によるコンプライアンス意識の醸成不足
- ロ 内務担当者等への教育不足（社内ルールの周知徹底等）

3 全般的な業務環境に関連する問題点の整理

本事案については、当社業務環境について以下の点について不備が認められる。

- (1) 買掛金諸口支払の運用に関する周知の不足（頻度および金額）
- (2) 経理規程等に関する明文化の不足
- (3) 主要業務管理要領（規程を補足する文書）における明文化の不足
- (4) 全社員に対する関連規程の周知の不足
- (5) 業績分析について「差益率」を判断の基準として過度に偏重し、棚卸資産の絶対額・回転率・対前年比増減等の数値管理範囲の想定欠如

4 監査等による不正行為把握の可能性

当社では、1年に4回の内部監査部門による監査ならびに監査役監査が実施されている。また、財務報告に係る内部統制上の各支店における1年に1回の自己点検および1年に2回の内部統制委員会による内部統制監査が実施されている。

これら監査を実施するにあたって、臨店チェックリストに本事案に係るチェック項目は網羅されておらず、画竜点睛を欠く状況であったと言わざるを得ない。

しかしながら、内部監査等を担当する者の経験値から、本事案に係る現金支払いの総額、諸口扱いの頻度ならびに関連商品の売上高に対する在庫金額等、異常値を検知できる可能性があったことは否定できない。

また、諸口仕入処理に関しては、支店より請求書および領収証が本社営業部へ送付され、当該部署により販売管理システムへの入力となっており、本社営業部門入力担当者より上長に対し、当支店における買掛金諸口支払処理に関する、仕入口座設定に対する改善提案が約1年前になされていたが、十分な対応がなされなかった。

なお、入力が完了したデータについては、経理部門において収支報告書のチェックという段階を経るのであるが、これもまた、諸口扱いの複数回の出現等担当者の記憶に依存するところとなり、明確なチェックシステムが構築されてはいなかった。

以上のことから、各プロセスにおいての諸規程等の運用ルールの周知徹底・再教育、ならびにリフォーム事業および太陽光発電設備販売等の一物件当たりの売上高が増大するような事業環境の変化に際し、リスク評価範囲の拡大等を想定できたならば、本不正を発見できるチャンスはあったものと思料する。

VI 責任の所在および程度ならびに処分

1 当事者

当事者は、自らのギャンブル（競馬）への欲求から、会社資金の横領を画策し、架空請求書、偽造領収証等を作成するために、社名ゴム印・社印を偽造して、それら書類を偽造行使したことは、詐欺的行為にあたる重大な法令違反である。

また、前述の調査内容から、本事案は当事者1名による単独犯行と断定でき、一義的には、全責任を当事者が負うべきものである。

したがって、本横領事件を惹起せしめた当事者として、当社社内規程により、その金額的重要性ならびに社会的影響の重大性に鑑み、賞罰委員会を開催し、当事者に弁明の機会を設けたうえ、懲戒解雇処分とした（平成27年9月4日付）。

また可及的速やかに、弁護士と協議のうえ、管轄の警察署に対し業務上横領容疑にて刑事告訴を行う。

2 監督責任

(1) 現当支店長（就任平成26年4月～現在）および前当支店長（就任平成21年4月～平成26年3月）

両名は、当支店長として、当事者に対し直接的監督責任を負っていたが、他の支店では、適切に運用されていた買掛金諸口支払の運用や、支店からの現金支払の金額等について、全く注意を払うことなく、適切な管理を行わなかったことにより、今回の事態を招くこととなった両名の責任は重大である。

仮に、買掛金諸口支払の運用等に考えが及ばなかったとしても、「工事仕掛勘定」による架空棚卸計上金額の増加には、自店のリフォーム工事、太陽光発電設備工事の完工高に対しての棚卸資産残高のアンバランスな状況については、本来通常の営業実績管理のなかでも、着眼すべき点であり、その点を欠いたことは、支店長としての職責を果たしていなかったと言わざるを得ない。

したがって、本事案の状況に鑑みて当社社内規程により賞罰委員会を開催のうえ、両名を「降格」処分とする。

(2) その他の関係者

その他の当支店および本社における関連部署の関係者についても、社内規程等諸規則の把握に努めるべきであったこと、本社においては支店等からの報告を含め計数管理を行う立場にあったことから、このことにおいても適正な管理業務に関し、過失があったものと認められるため、当社社内規程により賞罰委員会を開催のうえ、懲戒処分とする。

VII 再発防止に向けた改善策

1 社内ルールの見直しと周知徹底について

今回の不正事件が社内ルールに対する認識不足や取扱不適に起因する点が多かったことから、不正を未然に防ぐ社内ルールの見直しと周知徹底、社内ルールの遵守状況のモニタリングなどを図っていく。

具体的な改善策は以下のとおりである。

(1) 社内ルール事案に対する改善策

- イ 買掛金諸口支払は、支店等（支店以外の事業所および給油所を含む。以下、同じ）での取扱を10万円未満とし、10万円以上は支払依頼書を作成し本社経理部へ依頼をすること、その支払方法は全て「振込扱い」とする。
- ロ 買掛金諸口支払が同一仕入先に対して2回目の支払となる場合は、事前に仕入先コードを設け、当社の仕入販売等の総合管理ソフトウェアである販売管理システム上に固有仕入口座を開設する。
- ハ 請求書郵送に関する例外なき運用の徹底を図る。
- ニ 「未完成工事分棚卸資産明細書」記載の現場は、実査に際し遠隔地等の例外なく現地確認を行うこととし、添付書類の必要条件についても確認を行う。
- ホ 新規口座開設ルールの見直し（売上先・仕入先の実在性の確認等のため）
- ヘ 自店内親族取引ルールの新設（公私混同を防ぐ取引牽制のため）

(2) 社内ルールの周知および再教育による徹底

社内ルールは、ルール制定時の文書発信でよしとせず、各種会議や研修等教育機会の活用や、「主要業務管理要領」の追加事項の作成と活用、支店監査時の指導等あらゆる機会を通じて周知徹底を図る。

(3) 社内ルールの遵守状況に対するチェックの実施

- イ 内部監査時に社内ルールの遵守状況を上記一覧表に沿ったチェックリストによりモニタリングし改善指導する。
- ロ 支店等の所属長による社内ルールの自店内遵守状況のチェックを継続的に実施する。
- ハ 買掛金諸口支払処理に関しては、本社営業部門および経理部門でのモニタリングを実施する。

2 リスクマネジメント体制の再構築（管理体制、牽制機能の強化）について

社内に内部牽制機能が働き、不祥事が抑制される仕組みの確立に取組み、不正の発生しにくい組織を目指す。

具体的な改善策は以下のとおりである。

(1) 従来の「監査部」を「リスク監理部」に改編

- イ リスクマネジメントの強化を図る。
- ロ 部の役割を、コンプライアンス体制強化と対応、コンプライアンスにおける社内教育指導、クレームやリスク発生時の統括部署、本支店監査実施、内部統制実施の統括等とする。
- ハ 内部監査機能を併設し本支店監査の強化を図る。
- ニ 支店等ごとの監査実施状況を取締役会に報告する。

(2) 内部通報制度（ヘルプライン）活用の見直し

内部通報制度の啓発教育と運用方法の周知徹底を図る。

(3) 内部統制委員会の機能強化と内部統制監査の適正化

不正防止の観点から「財務報告に係る全社的な内部統制に関する評価項目」の再見直しを行う。

(4) コンプライアンス教育の強化と社内のコンプライアンス意識醸成

(5) 取締役会の監視機能の充実と情報収集機会の拡大

- イ リスク監理部監査の実施報告に基づき、支店等の課題を共有し、支店等運営の実態を監視しながら必要に応じて指導・改善指示を行う。
- ロ 監査役会および監査法人との情報交換の頻度を高める。

3 支店等の内部牽制機能強化と健全な運営の実施について

支店等の日常業務におけるルール違反等の異常を発見し、支店等内の牽制や管理を強化する方策を通じて、健全な運営のベースを作る。

具体的な改善策は以下の項目のとおりとし、項目ごとの支店等の所属長の管理レベルをモニタリングし、必要がある場合には、本社リスク監理部において、定期レビューを実施し指導改善を図る。

(1) 支店等の所属長による自店内の定期チェックの実施

- イ 管理上必要となるリスク管理すべき項目を網羅した「自店内チェックシート」を作成し、それにより定期的に自己点検を行う。
- ロ 在庫管理のチェック頻度を高め、整理整頓状況、適正な有高と払出し状況のモニタリングを行う。

(2) 支店等の所属長による自店社員等とのミーティングや定期的な面接の実施

部下との信頼関係を築くコミュニケーション機会と捉えると共に、社員の言動や

様子等から不審な兆候やサイン等を感知する。

(3) 職務の見直しと職務分掌の徹底

職務や一定の業務を一人の社員にかつ長期間にわたって集中させない仕組み作り
および随時の業務変更等の実施を図る。

また、支店等間を跨る人事ローテーションの見直しおよび同一支店等内においても、
適宜職種変更等を行い、属人的業務依存の改善に努める。